

朝鮮後期における名門両班の結婚関係

—— サブ・リネージ連合の形成とその意味 ——

けつ 部 民 夫

- I はじめに
- II 東萊鄭氏水竹公派
- III 東萊鄭氏の結婚関係
——統計的分析——
- IV 東萊鄭氏水竹公派の結婚関係
——派レベル的分析——
- V リネージ間の結婚関係ネットワーク
——事例分析——
- VI 結 論

I はじめに

韓国の社会を分析するうえでの基本的な視角とはどのようなものであろうか。

たとえば、韓国の歴史を研究することもその一つであろう。韓国は地勢的に見て、中国大陸から東シナ海に突き出した半島に位置し、大陸における政治的変動の余波を直接的に受けつつも、ごく短い一時期と、日本の支配下にあった36年間を除けば、他国からの政治的独立を保ち続けてきた。また、文化的に見れば、高麗時代以前には仏教を、李氏朝鮮以降は儒教を中国から受け入れ、ある意味ではそれらの完成者であると同時に、そこに固有の諸要素をも加えた独得の水準の高い文化を形成してきた^(注1)。

また、社会人類学的な視角からの農村構造研究の中に、韓国社会分析のための基本的な枠組を見ることがもできる。その意味で伊藤亜人、嶋奥陸彦氏等の最近の研究は注目される必要がある^(注2)。

翻って、日本社会の分析の場合はどうであった

だろうか。ここ数年日本論が盛んであるが、その日本論の多くのものは、古くは日本の農村社会学において、そして新しくは社会人類学によって論じられてきた家族、同族、親族、親分—子分といった社会関係の存在様態に関する研究の成果に依拠している。たとえば、昭和42年に初版が出版されて以来、今日に到るもロングセラーであり続けている中根千枝教授の『タテ社会の人間関係』（講談社現代新書105）においても、日本は基本的に「場」の社会であって、ウチとソトを厳密に区別し、そのウチにおいてはタテの関係が重視されると説いている。この場合、ウチとソトを区別する基準としての「場」社会の原型としては「イエ」が、そしてタテの関係の原型としては「親分—子分」の関係が想定されている。このような日本固有（と考えられていることが多い）の社会関係は、ある時期には破壊されるべき封建遺制として^(注3)、またある時期には日本社会の「しなやかさ」の源泉として評価の対象とされてきた^(注4)。批判の対象であれ、評価の対象であれ、そのような社会関係の存在様態を無視しては、日本社会論が展開されなかつたことは明らかである。そして筆者も、また、このような社会関係の存在様態の分析を韓国社会分析の基本的な枠組の一つであると考えたい。

筆者はかつて「同族」という概念が韓国と日本の双方で使用されており、かつまたその概念が内包する意味が異なっていることに注目して、「同

族」とそれを構成する単位としての「家」と「チプ」について整理を試みたことがある。その論稿において筆者は、韓国と日本とにおける「家」と「チプ」の相違が、「同族」の相違として反映され、それは養子と相続および分家において最も明確に表出されていることを指摘した^(注5)。詳しくは旧稿を参照して頂きたいが、養子に関しては、日本におけるような婿養子や一東養子は、少なくとも李氏朝鮮後半以降は存在しなかったことに見られるように、養子は同一リニージ内の、それも親世代と子世代との間のみ認められるというように、厳格に規制されていた。また、相続は不平等ではあるが原則として分割相続であり、分家は二・三男以下のいわゆる血縁分家に限られていた。このような3点における、日本のそれとの相違が「同族」の構造の韓・日両国の差異として反映されるのはむしろ当然と言わなければならない。旧稿においては、以上のような事実を基礎として、はたしてこのような構造的な相違をもつ社会関係の存在様態を、同一の術語で呼ぶことが適当であるかどうか疑問を呈し、さしあたり日本の場合を「同族」、韓国の場合を「同姓族」と呼ぶことを提起した。

また、筆者は別の論稿において、養子における韓・日の相違をより詳しく検討し、日本の養子の形態と相続の形態とを統一的に理解するための枠組を検討し、そこにおいて家族周期のもつ重要性に注目し^(注6)、またその分析枠組を利用して韓国における養子収養の問題についての実証研究を行なった^(注7)。これらについても詳しくは旧稿を参照して頂きたい。

ところで、韓国と日本との間の家族・親族制度に違いをもたらしている、いま一つの重要な論点がある。それは結婚である。そしてそれは具体的

には「同姓同本不婚」の原則として表現されている。同姓とは、たとえば李とか金とかいう姓であり、同本＝本貫とは、たとえば全州とか慶州とかいう地名であるのが普通である。このように、韓国においては姓と地名との組合せによってリニージが区別されており、したがって同姓同本不婚とは全州李氏は全州李氏と、慶州金氏は慶州金氏とは結婚してはならない、ということになる。換言すれば、幾つかの例外を除いては、姓か本貫のいずれかが異なれば結婚が可能ということになる。そして、婚出した女性は自己の出身リニージの姓をそのまま保存し、子供は、父の姓にしたがうから、父方のリニージ以外であれば結婚は原則的に許容される。そしてまた、この規制の当然の帰結として韓国にはレヴィレート婚、ソロレート婚は存在しない^(注8)。

次に、先に述べた養子の収養に関する規制と、結婚に関する規制とを組合せて考えてみるならば、きわめて当然のことではあるが、韓国のリニージはそれ自体として自己再生産が不可能だということが導びき出される。なぜならば、日本のように同姓、異姓ともに養子が可能であり、かつ世代の規制もなく、そのうえ同姓、異姓ともに結婚が可能であれば、自己のリニージだけであっても論理的には再生産が可能である（それゆえにリニージの範囲が確然とは認識されない）。逆に韓国におけるような養子、結婚に関する規制が存在するとすれば、論理的には少なくとも二つ以上のリニージ間で相互に女子構成員の交換を行わなければ、リニージの再生産が不可能だということになる。それゆえにリニージはリニージとして明確に認識されざるをえず、それゆえに本稿で資料として利用したような族譜チゴソボ（一種の家系図）が編纂される必要があるのである。そして筆者は、この一見当たり前の

事実がきわめて重要な意味をもつものと考えている。

本稿の目的は、以上で述べてきたような基本的な親族制度、なかんずく結婚という関係によって形成される社会関係が、韓国の社会においてどのような意味を持ったのか、という問題を実証的に追求することにある。

伝統社会においてはとくに、結婚という社会関係の設定が政治的な意味を持っていたことは周知の事実である。そして、その事実は韓国のような親族制度と結婚に関する規制を持っている社会においてはことにそうである。何となれば、前述のような規制のもとで人為的に設定できる社会関係としては、結婚関係がその唯一のものだからである。

本稿においては、以上のような観点から、朝鮮時代後半の政治エリート層であった東萊鄭氏水竹公派トシヤチヨシ スチユクコンパ（以下では水竹公派と略す）をとりあげて、壬辰倭乱イムジンウモラン（文祿・慶長の役1592, 1596年）から19世紀中葉に至るまでの李氏朝鮮後期（上記の日本の朝鮮侵略を契機として、李氏朝鮮を前後期に分ける）の大略二世紀半の間に、水竹公派がいかなる結婚関係を結んできたのか、そしてその結婚関係の設定が水竹公派の政治エリートとしての地位の維持のために、どのような意味を持っていたのかを考察する。

本論に入る前に資料について若干触れておきたい。本稿で基本資料として利用したのは、韓国の国立ソウル大学校図書館奎章閣文庫に所蔵されている『東萊鄭氏派譜』（奎章閣図書 860 No. 1～5 以下では『派譜』と略す）である。この『派譜』には、派祖である18世鄭昌衍（水竹公、文科・左議政、1552～1636年）から30世に至る全後孫について、その姓名、生年月日、没年月日、科挙合格の有無、官職、贈職、配偶者の父親の本貫、姓名、官職、

配偶者の生年月日、没年月日、墓所の所在等々が記載されている。この結婚相手方の記載を手掛りとして、その個々のケースを相手方の族譜で確認した。また水竹公派からの婚出者についても、相手の本貫、姓名、官職、父親の姓名、官職等が記載されており、同様の手続きでもって確認した。できる限り族譜の原典もしくはマイクロフィルムで確認するように努力したが、入手できないものについては『百姓通譜』（以下では『通譜』と略す）『萬姓大同譜』（以下では『大同譜』と略す）を利用した。族譜については、一部はソウル大学校奎章閣文庫および、韓国国立中央図書館所蔵のものを利用したが、大部分はハーバード大学エンチン図書館の族譜コレクションを利用した。これらの利用にあたってはソウル大学校図書館の館長であられた李萬甲教授、奎章閣管理室の李課長、国立中央図書館の金善晤調査課長、ハーバード大学のE・W・ワグナー教授、エンチン図書館の金聖河、白麟両氏の絶大な援助を賜った。これら諸氏の援助がなければこの研究はとてもしえなかった。はじめに厚く謝意を表しておきたい。

なお、この研究はアジア経済研究所の海外派遣員としての筆者の約2年半におたる韓国とアメリカにおける在外研究の成果の一部である。

（注1）このような視角から手際よく問題を整理したものとして、佐藤誠三郎「近代化への分岐——李朝鮮と徳川日本——」（『中央公論』1980年4月号）がある。

（注2）伊藤亜人「韓国村落社会における契」（『東洋文化』71冊 1977年3月）、同「契システムにみられる ch'inhai-sai の分析」（『民族学研究』41-3 1976年）。

嶋奥隆彦「堂内 (chib-an) の分析」（『民族学研究』41-1 1976年）、同「韓国の門中と地縁性に関する試論」（『民族学研究』43-1 1978年）等。

（注3）たとえば、川島武宣『日本社会の家族的構

成』、同『イデオロギーとしての家制度』など。

(注4) 最近の「日本的経営」に関する論争や竹内宏氏の論点の一つはこの点である。

(注5) 拙稿「日本・朝鮮における同族概念の比較試論」(『アジア経済』第17巻第2号 1975年2月)。

(注6) 拙稿「韓国と日本の家族についての一視角」(『アジア経済』第18巻第3号 1976年3月)。

(注7) 拙稿「朝鮮時代後期の養子収養에 関한 研究」(『韓国学報』11号 1978年夏)(韓国語)。

(注8) 韓国における家族については、李光奎『韓国家族斗構造分析』一志社 1975年(拙訳『韓国家族の構造分析』国書刊行会 1978年)を参照されたい。

II 東萊鄭氏水竹公派

「まえがき」に記したように、本稿は東萊鄭氏水竹公派を分析の中心に据えている。まず東萊鄭氏およびそのサブ・リニージである水竹公派について簡単に説明しておこう(注1)。

東萊鄭氏は安逸戸長であった鄭繪文を遠祖とし、系譜が確実にさかのぼれる鄭之遠を一世とする韓国でも有数の大きなリニージである。その起源は新羅時代にまでさかのぼることができるが、歴史的にみて数多くの高位高官を輩出してきた。詳しくは後に見ることになるが、E・W・ワグナー教授の研究によれば、東萊鄭氏は李氏朝鮮時代約500年間に191人の科挙の文科登第者を出し、この数は全リニージの中で14番目であった(注2)。また同期間中に17名の領議政、左・右議政を出している(注3)。『名世叢攷』(注4)によれば、「一門累代」として12名の東萊鄭氏の名が挙げているが、これは安東金氏一門の13名に次ぎ、2番目に多い数である(この場合の一門とは、そのリニージでの最初の議政クラスの後孫という意味であって、17名と12名との差は一門という定義に由来する)。また判書クラスになると、少なくとも22名であり、先に見た議政クラスはほとんどが判書経験者であるから、判書クラ

ス以上の経験者は約40名に達する。東萊鄭氏はかくのごとく、第1級の両班階層だったのである。

ところで、東萊鄭氏はきわめて大きなリニージであり、それを構成するサブ・リニージの数も多い。しかし、その多くのサブ・リニージから平均して上述のような高位高官が輩出したのではない。そこには当然偏りがあった。そして、その偏りを代表していたのが、ここでの研究の対象となっている水竹公派なのである。詳しくはこれもまた後に触れることになるが、先に見た「一門累代」12名という数のほとんど全ては水竹公派、もしくはその直系の祖なのである。中宗12年(1516)に領議政となった鄭光弼が最初の記載人物であるが、この人物は水竹公派の派祖である鄭昌衍の曾祖であり、成祖14年(1581)に右議政となった鄭惟吉は昌衍の父である。したがって、12名中9名が水竹公派であり、その直系祖をも含めれば、実に12名中11名が水竹公派ないしは、その直系の祖だということになる。また判書クラスで言えば、22名中14名が水竹公派であり、その祖を加えれば15名ということになる。

次に、文科登第者について見れば、191名中59名が水竹公派であった(注5)。いま少し具体的に見るならば、派祖である昌衍を中心にして、高祖・鄭蘭宗は純誠佐理功臣・東萊君・吏曹判書・贈領議政であり、曾祖・鄭光弼は領議政、祖・鄭福謙は江華府使・贈領議政、父・鄭惟吉は左議政であった。昌衍自身は左議政であり、その子・鄭広成は判書、鄭広敬は参判、その孫・鄭太和は領議政、鄭致和は左議政、鄭萬和は参判、鄭至和は察訪・贈吏曹参判、鄭采和は都正・贈参判、鄭知和は左議政であった。このように近親のほとんど全てがかくのごとき高位高官に昇進したという事例はきわめて少ない。そして、このような過程をとおして水

竹公派の政治エリートとしての地盤は、確固たるものとなったのである。その後も水竹公派はこの時期ほどの華々しさはないが、鄭載嵩（太和の子）が右議政、鄭錫五（東平尉・載嵩の孫）が右議政、鄭弘淳（太和の玄孫）が左議政、鄭存謙（至和の五代孫）が領議政、鄭元容（太和の六代孫）が領議政、鄭範朝（太和の八代孫）が右議政になるなど、首相、副首相クラスを輩出するのである。

このような、東萊鄭氏の中でも最も華々しい政治エリートとしての役割を担った水竹公派は、実はかなり少数のメンバーによって構成されているのである。第1表は水竹公派の世代別の構成を見たものである。この表で明らかなように、水竹公派譜の全記載人数（婚出者を除く）は972名であって、そのうち嫡系が664名、庶系が308名である。庶系とは、嫡系構成員の妻の子として生まれた者およびその後孫である。韓国の歴史上、庶子の問題は実に深刻な問題であり、庶子の社会的進出は「庶孽禁錮法」などによって大幅に制限されていた。庶系には科擧の文科の受験資格が否定されており、事実、庶系で文科に及第した人物はきわめて少数なのである^(註6)。以上のような状況から、この研究においても庶系の構成員は研究対象

から除外した。なぜならば、彼らには政治エリートになる機会がほとんど全く閉ざされていたからである。したがって、ここでは嫡系の構成員である664名だけを分析の対象とする。この664名中文科登第者は59名であり、ことに先にも触れたが、20世以上の構成員は10名中7名が文科登第者である。備考欄には領・左・右議政クラスに昇進した人数を示しておいた。国婚1とあるのは、王族との結婚関係であって、太和の四男であり、致和の養子となった載嵩が、1656年に孝宗の第四（第五という説もある）王女である淑静公主と結婚し、東平尉に封ぜられたことを指している。このように、水竹公派は嫡系構成員が700名にも足りない小さなサブ・リニージであったにもかかわらず、東萊鄭氏の名門両班としての地位をほとんど全面的に担うほどの大きな位置を占めていたのである。

以上述べてきたところで、筆者がなにゆえ東萊鄭氏、なかんずく水竹公派をその研究対象として選んだのかは大略言いつくされていると思われるが、いま一度整理しておく以下ようになる。

第1に、東萊鄭氏は李氏朝鮮時代の名門両班階層であり、しかも全期を通じて比較的安定して高い地位を占めてきたこと。その東萊鄭氏の政治エリートとしての栄光を、朝鮮後期において担ったのが、ここで対象とした水竹公派であること。

第2に、そのような名門両班であるにもかかわらず、比較的王族との結婚関係が少なく、国舅（王の妃の父親）という立場から、国政に強い影響力を持った人物がいないこと。東萊鄭氏、ことに水竹公派の構成員の昇進は多くの場合、科擧の文科という最も正統的とされる高位高官への登龍門をくぐり、徐々にその地位を向上させた。この意味で、国婚によって急速にその地位を上昇させる

第1表 水竹公派の世代別構成

世代数	記載人数	嫡系	庶系	文科登第数	備考
18	1	1	0	1	議政1
19	3	2	1	2	
20	9	7	2	4	議政3
21	23	12	11	3	議政1 国婚1
22	39	20	19	2	
23	76	46	30	4	議政1
24	108	70	38	14	議政1
25	167	105	62	8	議政1
26	199	126	73	9	議政1
27	197	145	52	6	
28	117	99	18	6	議政1
29	31	29	2	—	
30	2	2	—	—	
計	972	664	308	59	

というタイプに比べて、その政治エリートとしての地位を維持するメカニズムが整備されていたであろうと予想されること。

第3に、これはかなり偶然的理由であり、かつ決定的な理由であるが、「まえがき」に記したような意図を持っていた筆者として、この『東萊鄭氏派譜』という前述の条件を満たした族譜に、ソウル大学奎章閣で出会えたということである。

(注1) 本稿においては、同姓同本の親族集団を「リネージ」、そのなかで明確に派として意識され、具体的に「派譜」が編纂されているものを「サブ・リネージ」(場所によっては「派」)、派譜は発行されていないか、あるいは発行されているかどうかが不明であるが、リネージの中で相対的に独立していると考えられるある人物の後孫たちを「後孫」、「サブ・リネージ」あるいは「後孫」の中で、ある人物の後孫を他と区別する場合には「家系」と呼ぶことにする。なお、リネージが何を契機としてサブ・リネージに分節するのかは不明である。

(注2) 韓国における科挙は、高麗時代の初期(高麗・光宗9年、958年)から始まっている。朝鮮時代の科挙には大別して文科、武科、その他に雑科の3種類があったが、高位高官への途としては文科が圧倒的な優位を占めていた。また、科挙の回数は、初期においては3年ごとに式年試が行なわれたが、その後いろいろな名目で増設され、科挙登第者が大量生産された。詳しくは李成茂『韓国科挙制度』韓国日報社 1976年を参照されたい。

(注3) ここで簡単に李氏朝鮮時代の官職について説明しておきたい。行政機構としては王の下に議政府があり、その下に六曹(吏、戸、禮、兵、判、工)があった。また別に一種のスタッフ部門として、司諫院、弘文館、芸文館、奎章閣などがあった。官職は正一品から従九品までの18品階に分けられ、上記のような行政機構、スタッフ部門の官職がそれぞれの品階に位置づけられていた。このほかに、崇祿大夫、通政大夫などの称号があったが、これは省略する。ここで本稿のなかで多出する官職と品階との対応関係を整理しておきたい。

正一品～領・左・右議政、領事
従一品～左・右贊成、知事

正二品～左・右參贊、判書、判尹、留守、大提学
従二品～參判、提学、大司憲、觀察使
正三品～參議、直提学、承旨、大司諫、牧使、正、大司成
従三品～執義、司諫、司成、府使
正四品～經歷
従四品～庶尹、僉正、郡守
正五品～正郎、持平、司議
従五品～判官、校理、都事、県令
正六品～佐郎、監察、正言
従六品～主簿、県監、察訪
正七品～注書
従七品～直長
正八品～司錄
従八品～奉事
正九品～正字、檢閱
従九品～參奉、副正字

以上の品階のなかで、正三品(の上)以上を堂上官といい、高級官僚と見ることができる。また、高級官僚にまで昇進する人物は、これらの職をかなり短期間で経過しながら上昇してゆく。たとえば、領議政となった鄭太和の場合をみると、1628年に文科に登第した後、正言、吏曹佐郎、副校理、獻納、舍人、副應教、司諫、元帥府從事官、執義、忠清道觀察使、同副承旨、右副承旨、漢城府右尹、大司諫、平安道および慶尚道觀察使、都承旨、吏曹參判、戸曹判書、大司憲、工曹判書、刑曹判書、右議政、左議政を経て、1649年に領議政に就任した。その後、1650年に判中樞府事を経て、同年再び領議政となり、1657年まで在任、病気により辞任し、領中樞府事となったが、1659年再び領議政となり、孝宗の死により院相として国政を総覧した。1628年に文科に登第して1659年に3度目に領議政になるまでに、実に29の官職についており、1649年に領議政になるまでの間には24の官職を経験した。したがって、各官職の平均在任期間は1年にも満たない。なお、本稿で使用する官職とは、その人物が昇進した最高位という意味である。

(注4) 『名世叢攷』は朝鮮時代に上級官職についての人々の名簿であり、韓国図書館協議会より復刻版が出されている。

(注5) 拙稿「朝鮮時代後期……」114および115ページの文科登第者に関する数字は、旧稿では過少に算出している。本稿のものが正しい数字である。ま

た、総数が旧稿で663名となっているのは、18世昌衍を総数から除いているからである。

(注6) 金斗憲『韓国家族制度史研究』ソウル大学校出版局 1969年の第4章3節を参照されたい。

III 東萊鄭氏の結婚関係 —— 統計的分析 ——

1. 文科登第者数からみた名門リニージの動向

II節で多少触れたが、東萊鄭氏は李氏朝鮮時代の文科登第者数において14番目を占める名門両班であった。この項においては、東萊鄭氏が全体のなかでどのような位置を占め、その位置は時代によってどう変動したか。また、東萊鄭氏以外の各名門両班がどのような位置を占め、変動したのかについてリニージのレベルで概観してみよう。なおここで利用した文科登第者に関する数字は、全面的にE・W・ワグナー教授の資料提供に依拠している。

ワグナー教授は得られるかぎりの資料を駆使して、朝鮮時代の文科登第者のリストを作成した。教授によれば、朝鮮全期における文科登第者の総数は1万4592名である。その内訳は150名以上(クラスA)の文科登第者を出したリニージが22であり、その総数は5639名、100名以上(クラスB)が16であって、その総数は1949名であった。クラスA、クラスBを合計すると7588名となり、上位38のリニージで全登第者の52%が占められていたことになる。文科登第者の時期別、リニージ別の数は第2表のようである。ワグナー教授は李氏朝鮮を4期に分けて考察している。第I期は1392年の易姓革命(李氏朝鮮の成立)から1592年の壬辰倭乱まで。第II期は1592年から1775年の英祖から正祖への交替期まで。第III期が1875年まで(この区別の理由は不明)。そして第IV期が1894年に科挙制度が廃止されるまでである。したがって、本稿の対

象となっている時期は、教授の区分にしたがえば第II・第III期ということになる。

第2表をみると、全期総合では宗族である全州李氏が845名と圧倒的多数を占め、このリニージだけで全体の5%強を占めていることが解る。以下、安東権氏、坡平尹氏と続くのであるが、表の中で*印が付してあるものは、クラスA、Bに含まれてはいないが、ある時期に上位38位に浮上するリニージである。そして欄外に記載されたものは、全期を通じれば38位以内に入るが、その時期には上位38位に登場しないリニージである。このように見てみると、リニージ別の文科登第者数にはかなりの浮沈が見られる。では、時期別に少し詳しく検討してみよう。

第I期:この時期の最大の特徴は、全期で圧倒的多数を占めている全州李氏が第2位であることである。この時期に第1位を占めたのは安東権氏であるが、このリニージは第I期を最高にして下落の一途をたどることになる(1位→2位→6位→24位)。また古くからの名門である文化柳氏も上位にランクされている。その一方で、後期において上位を占めることになる潘南朴氏、豊壤趙氏、青松沈氏、大丘徐氏、豊山洪氏などは各々17名、22名、23名、8名、3名であって、38位までには登場していない。この時期の東萊鄭氏は53名の登第者を出して13位である。全体でみると、総合順位上位38のリニージのうち10リニージが、この時期にはまだランク外にあるということになる。

第II期:この時期には東萊鄭氏の地位は相対的に後退して19位であった。一方、この時期から第1位を全州李氏が占め、以降一貫して1位を占め続けることになる。第I期にランク外にあった潘南朴氏、豊山洪氏、青松沈氏等が登場し、一挙に高い地位を占めるようになった。逆に文化柳氏な

第2表 文科登第者数による李氏朝鮮名門両班の順位

順位	全期総合		第I期: 1392~1591		第II期: 1592~1775		第III期: 1776~1875		第IV期: 1876~1894		
	リニージ名	登第者数	リニージ名	登第者数	リニージ名	登第者数	リニージ名	登第者数	リニージ名	登第者数	
ク ラ ス A	1	全州李	845	安東権	112	全州李	436	全州李	236	全州李	70
	2	安東権	361	全州李	103	安東権	161	安東金	97	全興閔	50
	3	坡平尹	338	光山金	78	坡平尹	158	清州韓	86	坡平尹	38
	4	南陽洪	322	坡平尹	70	南陽洪	150	南陽洪	83	安東金	35
	5	安東金	317	晋州姜	69	清州韓	121	豊壤趙	79	延安李	30
	6	清州韓	278	安東金	65	安東金	120	安東権	74	光山金	29
	7	光山金	255	南陽洪	63	密陽朴	114	潘南朴	72	大丘徐	28
	8	密陽朴	254	文化柳	60	延安李	114	坡平尹	72	南陽洪	26
	9	驪興閔	232	昌寧成	58	青松沈	97	延安金	69	密陽朴	25
	10	延安李	231	驪興閔	55	光山金	95	密陽朴	63	慶州金	23
	11	晋州姜	217	広州李	54	韓山李	91	大丘徐	61	潘南朴	22
	12	潘南朴	198	全義李	54	潘南朴	87	晋州姜	58	慶州李	22
	13	慶州金	197	東萊鄭	53	驪興閔	86	延安李	58	金海金	22
	14	東萊鄭	191	密陽朴	52	平山申	86	慶州金	53	豊壤趙	21
	15	青松沈	188	清州韓	50	全義李	79	光山金	53	清州韓	21
	16	韓山李	186	慶州金	46	晋州姜	79	青松沈	48	青松沈	20
	17	豊壤趙	182	順興安	42	慶州金	75	東萊鄭	48	東萊鄭	20
	18	広州李	178	慶州李	39	豊川任	75	韓山李	47	延安金	19
	19	平山申	173	晋州柳	38	慶州李	73	平山申	44	恩津宋*	18
	20	慶州李	173	全州崔	37	東萊鄭	70	豊山洪	44	平山申	17
	21	全義李	162	金海金	36	豊山洪	69	広州李	43	清風金	17
	22	延安金	161	義城金*	36	宜寧李	68	驪興閔	41	延日鄭	16
ク ラ ス B	23	豊川任	144	昌寧曹	35	広州李	66	慶州李	39	広州李	15
	24	宜寧李	141	韓山李*	33	晋州柳	63	水原白*	38	韓山李	15
	25	大丘徐	141	星州李*	32	文化柳	62	海平尹	37	安東権	14
	26	文化柳	135	豊川任	31	延日鄭	61	驪州李	35	宜寧南	14
	27	晋州柳	129	江陵金*	31	豊壤趙	60	清風金	34	海州呉*	14
	28	昌寧成	128	延安金	30	全州柳*	56	順興安	34	礪山宋	13
	29	豊山洪	124	延安李	29	海平尹	52	宜寧南	30	仁同張*	13
	30	金海金	121	宜寧南	29	昌寧成	50	豊川任	30	晋州姜	11
	31	順興安	120	陽川許*	29	驪州李	50	金海金	29	眞寶李*	11
	32	延日鄭	116	商山金*	28	海州呉*	50	龍仁李*	29	楊州趙*	11
	33	海平尹	112	咸陽朴*	28	全州崔	49	白川趙*	29	海平尹	10
	34	清風金	109	平山申	26	礪山宋	48	昌寧曹	26	德水李*	9
	35	驪州李	108	高靈申*	26	杞溪俞*	46	眞寶李*	26	豊山任	8
	36	昌寧曹	108	善山金*	25	清風金	45	全義李	25	豊山洪	8
	37	全州崔	108	原州金*	25	清風金	45	楊州柳	24	豊山洪	8
	38	礪山宋	105			陽川許*	45	楊州趙*	24	押海丁*	8
			潘南朴	17	延安金	43	昌寧成	17	全義李	4	
			青松沈	23	金海金	34	礪山宋	21	昌寧成	3	
			豊壤趙	22	大丘徐	44	文化柳	9	順興安	6	
			清風金	13	順興安	38	全州崔	21	文化柳	4	
			大丘徐	8	昌寧曹	40	延日鄭	18	晋州柳	4	
			礪山宋	23					昌寧曹	7	
			海平尹	13					全州崔	1	
			驪州李	16					驪州李	7	
			豊山洪	3							
			延日鄭	21							

(出所) ワグナー教授の資料提供による。
 (注) * は総合1~38位以外のリニージ。

どの名門が後退している。

第III期: 東萊鄭氏は17位である。この期では豊壤趙氏, 潘南朴氏, 大丘徐氏, 豊山洪氏, 海平尹

氏などが新名門両班として躍進し, その地位を確保する反面,

文化柳氏, 全義李氏, 全州崔氏などの第I期において上位にあった名門両班の退潮が

明確になる時期である。

第Ⅳ期：東萊鄭氏は17位。しかし、この時期はきわめて短かく、あまり明確なことは解らないが、恩津宋氏、海州呉氏、楊州趙氏などが新名門の列に加わり、半面、安東権氏、晋州姜氏、昌寧成氏などの後退が決定的となった。

以上のように、文科登第者の数から見るかぎり、約500年にわたる朝鮮時代における名門リネージは、相当に大きな盛衰を経験したことが理解されるであろう。このことは政治的エリート層の交替を意味すると考えてよいと思われる。

次に、今まで検討してきた名門リネージの変動という現象をもう少し整理してみよう。ただし、第Ⅳ期は除くことにする。なぜならば、第Ⅳ期はあまりに短期間であり、かつ、われわれは『東萊鄭氏派譜』の発行年である1860年以前を、当面の課題としているからである。

さて、以下では変動のタイプを五つに分けて見ることにする。タイプAは第Ⅰ～Ⅲ期を通じて、比較的安定した地位を保った名門リネージとし、タイプBは上昇傾向にあったリネージ、タイプCは下降傾向にあったリネージ、タイプDは変動型であって、D-1を山型、つまり第Ⅱ期が最高位にあるもの、D-2を谷型、つまり第Ⅱ期が最低位にあるものである。このように分類すると、タイプA＝安定型は全州李氏（総合順位1位、以下同じ）、坡平尹氏（3位）、南陽洪氏（4位）、安東金氏（5位）、慶州金氏（13位）、東萊鄭氏（14位）、慶州李氏（19位）、礪山宋氏（38位）の8リネージ。タイプB＝上昇型は清州韓氏（6位）、延安李氏（10位）、潘南朴氏（12位）、青松沈氏（15位）、豊壤趙氏（17位）、平山申氏（19位）、大丘徐氏（24位）、豊山洪氏（29位）、海平尹氏（33位）、清風金氏（34位）、麗州李氏（35位）の11リネージ。タイプC＝下降型は安東権氏（2

位）、光山金氏（7位）、驪興閔氏（9位）、広州李氏（18位）、全義李氏（21位）、文化柳氏（26位）、晋州柳氏（27位）、昌寧成氏（28位）、全州崔氏（35位）の9リネージである。タイプD-1＝変動山型は密陽朴氏（8位）、韓山李氏（16位）、豊川任氏（23位）、宜寧南氏（24位）、延日鄭氏（32位）であって5リネージであり、D-2＝変動谷型は晋州姜氏（11位）、延安金氏（22位）、金海金氏（30位）、順興安氏（31位）、昌寧曹氏（35位）であって、5リネージとなる。つまり、安定、上昇、下降、変動がほぼ4分の1ずつであったと言えるだろう。

2. 水竹公派の結婚関係

『派譜』に記載された水竹公派の嫡系男子構成員は664名であり、女子構成員（＝婚出者）は513名である。女子構成員が男子構成員より153名少ないことの理由としては、族譜の記載の方法から、女性は婚出してはじめてその配偶者名でもって記載されるため、『派譜』編纂時に未婚であった場合には記載されないこと。あるいは未婚のまま死亡した場合にも記載されないこと。またいま一つは、一般的に世代が下るにつれて構成員数は増大するが、族譜の記載では派祖は男子であって、女子構成員は必ずその派祖の娘として、つまり一世代下った世代から始められること、などが考えられる。

水竹公派が結婚関係を結んだリネージは、水竹公派から見た婚入が43姓112リネージ、その総数は835名であり、婚出は33姓81リネージ、513名に達する。したがって婚入・婚出者の合計は1348名になる。婚入者が水竹公派の男子構成員より171名多いのは、再配、三配というケースがあるからである。第3表は結婚関係のある上位20リネージである。

この表によれば、婚入、婚出ともにかなりの集

第3表 結婚関係リネージ

順位	婚 入		婚 出		合 計	
1	全州李	111	全州李	62	全州李	173 A
2	坡平尹	51	坡平尹	44	坡平尹	95 A
3	潘南朴	47	豊壤趙	25	潘南朴	71 B
4	豊壤趙	32	潘南朴	24	豊壤趙	57 B
5	韓山李	30	慶州李	20	慶州李	48 A
6	慶州李	28	延安李	16	韓山李	42 D-1
7	全義李	26	全義李	16	全義李	42 C
8	延安李	20	南陽洪	16	延安李	36 B
9	徳水李	19	清州韓	16	清州韓	33 B
10	大丘徐	18	大丘徐	14	南陽洪	32 A
11	慶州金	17	海平尹	13	大丘徐	32 B
12	礪山宋	17	豊山洪	13	徳水李	29
13	清州韓	17	羅州林	13	豊山洪	29 B
14	光山金	16	韓山李	12	海平尹	27 B
15	南陽洪	16	徳水李	10	慶州金	25 A
16	豊山洪	16	江陵金	9	羅州林	25
17	昌寧成	16	楊州趙	9	昌寧成	25 C
18	海平尹	14	昌寧成	9	礪山宋	24 A
19	龍仁李	12	昌寧成	9	光山金	20 C
20	羅州林	12	慶州金	8	楊州趙	20

(注) 合計欄のA, Bは変動のタイプA, タイプBを示す。

中度が見られる。婚入の46%, 婚出の49%が上位10位に, 婚入の64%, 婚出の70%が上位20位に集中している。つまり, 婚入の場合は残りの92リネージで36%を, 婚出の場合は残り61リネージで30%を占めているにすぎない。ところで, 上位10位においても, また上位20位においても, 婚入の方が婚出よりも集中度が低いのはなぜであろうか。その理由は一般的に見て継配, つまり何らかの理由で2度目以降に婚入した配偶者の出身リネージの方が, 一配(最初の配偶者)の出身リネージよりも社会的地位が低く, かつ拡散しているということに求められる。このことを確かめてみよう。

配偶者がどのようなリネージから水竹公派に婚入したのかを検討する場合には, 次のような点に留意しなければならない。つまり, 『派譜』編纂時(1860年)における男子構成員の現存者に対する配偶者の数は確定できないという事実である。現存者に対してはその後継配が婚入する可能性があり, また逆に結婚直後に配偶者が死亡し, また離

婚する可能性は無くはないが必ずしも高くはないからである。したがって, ここでは可能なかぎり厳密な論義を展開するために, 以下のような男子構成員およびその配偶者を分析の対象から除外することにする。

朝鮮時代は一般に早婚であったから, 男子は20歳までには結婚したと仮定しよう。正確に計算することは不可能であるが, 水竹公派の男子構成員の平均結婚年齢は大体18歳程度である。したがって, この『派譜』の編纂年は1860年であるから, 編纂時に20歳, すなわち1840年以前の出生者は全て結婚していたと想像することができる。この分析においては資料処理の都合と, 安全度を見込んで, 1835年(憲宗の即位年)以前の出生者はすべて既婚であると仮定し, それ以後の出生者は(現実にはほとんどが既婚であるが)未婚であるか, もしくは既婚であっても結婚後あまり時間が経過していないとみなして分析から除外した。

以上のような仮定によって除外された部分は, 水竹公派の664名中64名であり, その64名に対する婚入者は835名中65名である。その出身リネージは全州李氏7, 坡平尹氏6, 豊壤趙氏6, 潘南朴氏5, 全義李氏, 延安李氏, 昌寧成氏, 南陽洪氏各3, 楊州趙氏, 海平尹氏, 豊山洪氏, 江陵金氏, 龍仁李氏各2, その他清州韓氏, 羅州林氏, 海州崔氏, 長水黄氏, 高靈朴氏, 全州崔氏, 海州呉氏, 咸平李氏, 驪州李氏, 林川趙氏, 光山金氏, 慶州朴氏, 豊川任氏, 杞溪俞氏, 順興安氏各1, そして不明が2である。この分布は全体の婚入者の分布と類似しているが, 全州李氏が若干少ない。

では, 憲宗以前の出生者の場合はどうであっただろうか。憲宗以前の出生者は600名であり, これに770名が婚入したことになる。つまり, 1人

当たり約1.3人の配偶者が婚入したことになる。しかし、現実には三配以上のケースもあるので、一応2人以上の配偶者をもった者を20%と仮定すれば、婚出側のリニージから見れば、水竹公派への婚出者の80%が一配、20%が二配以降として婚出することがノーマルな状態となる。

ところで、水竹公派への婚入者が10人以上の、25リニージのうち韓山李(23%)、清州韓(31%)、光山金(27%)、昌寧成(31%)、星州李(45%)の5氏で二配以降の割合が20%を上回った。

ところが、10人以下の87リニージについてみると、婚入者の総数は220名である。そのうちの二配以降が70名、32%であったが、5人以下の75リニージでは36%、婚入者が1人しかいない40リニージの場合は44%となり、婚入者の半数近くが二配以降である。このように、水竹公派との結婚関係の頻度と、一配であるか二配以降であるかの割合は、正に相関しているのである。

逆に10名以上の婚入者を出している25リニージのうち、90%内外の高い一配率を示しているのは、潘南朴氏、豊壤趙氏、慶州李氏、延安李氏、徳水李氏、慶州金氏、礪山宋氏、豊山洪氏、海平尹氏、龍仁李氏、羅州林氏、江陵金氏の12リニージである。徳水李、羅州林、江陵金の各氏を除く9リニージは、本節1.で見たように、クラスA、Bに含まれる名門である。全州李、坡平尹の両氏はリニージそのものが大きく、数多くのサブ・リニージが含まれるためであろうが、大体において平均程度(すなわち、二配以降の婚入が20%内外)に止っている。

以上のような事実は、水竹公派が婚入者を受け入れる場合、一配は地位の高い名門リニージから、二配以降は相対的に地位の低いリニージから受け入れていたことを示すと同時に、婚入頻度と一配

婚入率が相関しているのは、頻度の高いリニージが名門両班であることから見て、結婚関係が名門両班間に固定化していたことを十分に予想させるのである。

これまでの検討によって、水竹公派からの婚出者に比べて水竹公派への婚入者の出身リニージの集中度が低い理由は、二配以降の婚入者の出身リニージが、大きく拡散しているためであることが確かめられた。また、韓山李、清州韓、光山金、昌寧成などの各氏からは比較的多くの婚入者があったが、一配率の低さからみて、その出身サブ・リニージないし家系は、名門リニージの中でも相対的に低いと予想しても間違いのないのではないかと考えられる。

では、以上の検討を念頭に置いて、第3表について検討してみよう。この表から二つのきわめて興味深い点が読み取れるのである。

第1に、婚入、婚出の相手方のリニージがきわめて固定化している、という事実である。つまり、1位の全州李氏から17位の昌寧成氏までは婚入、婚出ともに20位までに登場しており、婚入・婚出のいずれかが21位以下であるが、合算すれば20位以内というのは、礪山宋、光山金、楊州趙の3氏にすぎないことである。上位10位までにかぎってみれば、固定化の程度は一層著しく、婚入順位と婚出順位がほとんど一致している。例外をなすのは、婚出の南陽洪、清州韓の両氏と婚入の韓山李、徳水李の両氏である。

第2に、この第3表を第2表とクロスさせると、水竹公派の、地位維持のための政策ともいえるような興味ある事実が浮び上がってくるのである。第3表の合計欄に登場する20リニージを第2表と対照させてみると、1392~1875年に至るI~III期の全期間にわたって登場するものが、全州李

氏をはじめとする10リニージ、Ⅰ・Ⅱ期には登場するがⅢ期には没落するものが1リニージ、そしてⅠ期には登場せず、Ⅱ・Ⅲ期に躍進するリニージが5（潘南朴，豊壤趙，大丘徐，豊山洪，海平尹の各氏）である。徳水李氏，羅州林氏は全期にわたって登場せず，礪山宋氏，楊州趙氏は第Ⅱ期に一度登場するだけである。この4リニージを除いて，本節1. で設定したリニージの変動タイプにあてはめると，タイプA＝安定型が6リニージ，タイプB＝上昇型が7リニージ，タイプC＝下降型が2リニージ，タイプD-1＝変動山型が1リニージということになる。つまり，水竹公派は地位の安定した名門である全州李氏，坡平尹氏，慶州李氏等と結婚関係を結びながら，朝鮮後期に躍進し，急速に地位を上昇させた潘南朴氏，豊壤趙氏，延安李氏等々との結婚関係を積重ねることによって，安定した名門としての自らの地位を維持してきたのではないかと推測されるのである。

第3に，第2，3表の対照から浮び上がるいま一つの点は，水竹公派の結婚関係がある範囲に片寄って形成されているという事実である。すなわち，第2表の38リニージのうち，安東権氏（2位），安東金氏（5位），密陽朴氏（8位），驪興閔氏（9位），晋州姜氏（11位），広州李氏（18位），平山申氏（19位），延安金氏（22位），豊川任氏（23位），宜寧南氏（24位），文化柳氏（26位），晋州柳氏（27位），金海金氏（30位），清風金氏（34位），驪州李氏（35位），全州崔氏（37位）などの16リニージとは結婚関係がきわめて薄い。これらを先の変動タイプで分類してみると，タイプA＝安定型が1，タイプB＝上昇型が3，タイプC＝下降型が6，タイプD-1，2＝変動型が6ということになり，全体として下降ないしは変動タイプであったことが解る。また，南陽洪氏（4位），青松沈氏（15位）等との間には結婚関係が無

くはなかったが，比較的關係が薄い。そして，この傾向は後に詳しく見るが，外祖関係，つまり水竹公派から婚出した娘の婚入先を見ても，上記のようなリニージが登場する頻度は非常に低いのである。このことは一体何を意味するのであろうか。

3. 仮説：「サブ・リニージ連合」

前項で述べたような，結婚関係の偏りを説明する鍵の一つは，韓国の親族制度と結婚の規制にあると筆者は考えている。この点を具体的に検討しよう。ある範囲をもつ親族集団がその成員を補充し，また，親族集団そのものを存続させてゆくためには，少なくとも二つの方法があると考えられる。第1に（これが基本的な方法であるが）結婚関係を形成し，子供を生むという方法である。もっとも，過去においては，多くの社会で，その結果である子供の出生が重視され，そのために結婚関係が形成されるという現象が見られたのは周知のことであり，韓国もまたその例に漏れない。第2には養子をとることである。「まえがき」でも少し触れたが，韓国の場合，養子の収養に関しては厳格な規制があった。その規制の一つは，養子は同一リニージ内の者にかぎるという規制であり，いま一つは「親の世代」から「子の世代」へという規制である。この両者においては2番目の規制が基本であるように考えられる。なぜならば，同一リニージ内でなければ「親—子」の世代関係は確定できないからであり，整然とした族譜が，編纂されなければならない理由はここにもあるのである。この規制を遵守することは，ある意味できわめて困難なものであって，水竹公派においても26世から27世への継承において，この困難を経験している。このとき，26世の4分の1に実子がなく，複数の27世がある家系は，1人を残してすべて継

出させるとか、派外から同世代の継養子を収養するという努力が払われたのであるが、それでもなお何人かの26世は継養子がないという状態に追い込まれた。そのような状態であっても、異姓養子はもちろん、世代違いの継養子も収養されなかったのである(注1)。このように、親族集団の男子構成員の補充は厳格に「親一子」の世代関係が守られたのであり、それゆえに同一リネージ以外からの補充は不可能だったのである。

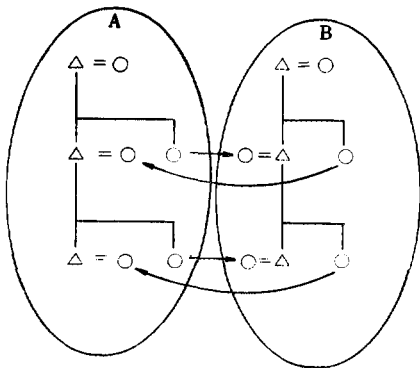
次に結婚について見れば、先にも述べたように、厳密に同姓同本不婚の規制が遵守された。水竹公派の場合にも例外は一例もない。したがって、女子構成員は結婚にあたって必ずリネージ外に排出され、また配偶者となる女子は必ずリネージ外から吸収されるという、女子構成員の一種の置換が行なわれることになるのである。

このような養子、結婚の規制の下では、リネージはそれ自体として再生産できず、必ず他のリネージの存在を前提とすることは先に述べた。このような結婚規制の下では、父方のパラレル・カズン間の結婚が禁止されるのは当然である。しかし、父方のクロス・カズンの結婚は禁止されていない。なぜならば、クロス・カズンの場合は必ず他姓だ

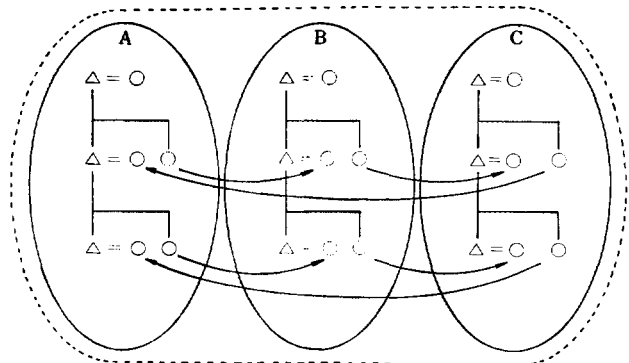
からである。そしてこのような事例はごく少数ではあるが存在する。かつて李光奎教授はその著書のなかで、クロス・カズンの結婚は下層階層において見られたと指摘したが(注2)、水竹公派のような最上層の政治エリート層においても見られるのであり、李教授がその理由として挙げている経費と友情の問題は、その現象に対する十分な説明とはなっていないと考えられる。

結婚に関して同姓同本不婚の規制が存在し、養子に関しては異姓不養の規制が遵守され、かつ父方のクロス・カズン婚そのものはごく少数であるが、それに近似したきわめて近い関係の間に結婚関係が結ばれ、これまで検討してきたように結婚の相手方がきわめて限定されている、というような諸現象から、いかなる結婚関係のシステムが予想されるであろうか。最も単純なシステムは第1図のようなものである。ここでは、AとBという二つのリネージ(現実には家系と呼ぶべきものである)が相互に女子を交換することで、同姓同本不婚の規制を免がれつつリネージの再生産を計ることができる。また、異姓収養の必要もない。しかし、このシステムは非常に不安定なものである。なぜならば、二つのリネージそれぞれに男子と女

第 1 図



第 2 図



子が必ず産まれるという保証はなく、かつたとえ産まれたとしても、両リニージの家族周期が一致して回転を続けるという保証もないからである。また、クロス・カズン婚が好ましいものとは考えられておらず、現実にごく少数例でしかないことから見れば、このシステムは非現実的であり捨てるを得ない。

次に考えられるシステムは第2図のようなものである。A、B、Cの三つのリニージが、それぞれ女子を順送りに婚出させるシステムであり、韓国で「糸車婚」と呼ばれるものである。これとても第1図のようなクロス・カズン婚の場合のような家族周期や男・女産み分けの制約を免がれるものではないが、しかし危険は大幅に分散され、かつその上にクロス・カズン婚は、好ましくないとする意識からも免がれ得るのである。そしてこのシステムの最大の利点は、以上で述べてきたすべての規制を免がれつつリニージの存続が可能になる、という点にある。現実第2図ほどには単純ではないが、これまで明らかになった諸現象は、このようなシステムを基本型とするより複雑なシステムと考えれば統一的に理解が可能となる。これがすなわち、筆者が言うところの「サブ・リニージ連合」の基本型なのである。

ところで、このようなシステムは、李氏朝鮮時代の政治構造にとってきわめて適合的なものであった。朝鮮時代の中央集権的官僚制度の下でかぎられた官僚のポストを独占し、権力を掌握し続けるためには、少なくとも二つのリニージが相互に女子を交換しつつ、その他に対して閉されたバウンダリーを形成し、その内部で官僚ポストを独占することが最良であった。なぜならば、上述のような規制の下では単独のリニージでは自己再生産が不可能であり、ポストの一つのリニージによる

独占はあり得ないからである。

ところが、論理的には「連合」を構成するリニージの数は2に近づけば近づくほどよいが、しかしリニージ数が2では第1図で見られるような不安定性を免れることはできず、また、国王の死亡、新王の即位等による、王の直接的な結婚関係の変化が起これば、それに連なる支配的な他の「連合」が権力を掌握することも考えられる。したがって、システムとしての安定性の追求、権力維持の安全度の確保といったバウンダリー拡大の要素と、権力の独占という縮小の要素との拮抗のなかで現実の「連合」のバウンダリーは決定されたのであり、それゆえに新しい名門リニージが旧来の「連合」のバウンダリーに参入する可能性があり、構成リニージの変動もまた、この二つのモメントの拮抗という状態から説明できるのである。

以上のように考えれば、筆者が仮説として提起しようとしている「サブ・リニージ連合」は、親族体系、結婚規制、それに李氏朝鮮時代の政治構造の下にあって、権力を掌握し、それを維持するための一つの論理的帰結であったことが理解されるであろう。

(注1) 拙稿「朝鮮時代後期……」を参照。

(注2) 李光奎 前掲書 76~78ページ(訳書 70~72ページ)。

IV 東萊鄭氏水竹公派の結婚関係

—— 派レベルの分析 ——

今までは主としてリニージ・レベルでの結婚関係の存在様態を見てきたが、以下では派レベル、もしくは著名人の後孫のレベルにまで精度を上げて検討したい。ところで、水竹公派の結婚相手方のサブ・リニージがそのリニージ内において、どのような位置にあったかを知ることは実は容易で

第4表 王朝別文科登第者

		東萊鄭氏 全体	水竹公派 A	B	B/A×100 (%)
宣祖	1568-1608	16	2		13
光海君	1609-1622	7	1		14
仁祖	1623-1649	9	3		33
孝宗	1650-1659	6	4		67
顯宗	1660-1674	0	0		—
肅宗	1675-1720	20	5		25
景宗	1721-1724	2	0		—
英祖	1725-1776	26	16		62
正祖	1777-1800	13	7		54
純祖	1801-1834	14	9		64
憲宗	1835-1849	8	7		88
哲宗	1850-1865	5	5		100
計		126	59		47

はない。なぜならば、少なくとも各リニージのいくつかのサブ・リニージの派譜の検討を必要とするからである。したがって、ここでは、名門リニージの族譜の総集版とも言うべき『萬姓大同譜』を利用し、それをワグナー・宋の両氏による文科登第者のコンピューター・リストで補正しながら概観してみたい。

『大同譜』には83姓 394 リニージに及ぶ名門リニージの中の、特に重要なサブ・リニージが収録されている。ちなみに、ワグナー教授によれば、全文科登第者の約66%に当たる約1万人が収録されているという。以下ではこの文科登第者数を手掛りに議論を進めよう。先にも見たように、水竹公派は、朝鮮後期における東萊鄭氏の栄光を支えたサブ・リニージであった。第4表は朝鮮後期における王朝別にみた東萊鄭氏の文科登第者数である。この表からは次のようなことが読み取れる。すなわち、第1に、東萊鄭氏のなかでの水竹公派の地位は全体としてみたとき、きわめて高く、同時期の東萊鄭氏登第者の約半数である47%を占めている。時代を追ってみると、その比率は英祖の時代(1725年)以降急速に上昇し、哲宗期には遂に全員を水竹公派で占めるに至ったこと。第2に、

幾多の王朝の交替にもかかわらず、コンスタントに登第者を出し続けていることである。このような多数の登第者を背景にして、水竹公派は同時期に20名を超える判書以上の経験者と、200名を超える官職経験者を輩出したのである。

次に、水竹公派の結婚相手方のサブ・リニージないしは後孫について、それが当該リニージにおいて、どのような地位を占めたのかを検討してみよう。

全州李氏：このリニージとの結婚関係は173名であるが、それが、きわめて龐大な全州李氏の全体に拡散していたわけではない。このリニージには数多くサブ・リニージがあり、そのうちの大きなものは、十分に他の姓のリニージに匹敵するほどである。水竹公派の結婚相手方は確認された限りでは、15~16のサブ・リニージに及ぶが、その中でも『大同譜』で確認が可能である110名のうち、約70%にあたる73名が、撫安大君派(23名)、徳泉君派(35名)、孝寧大君派(15名)に集中しているのである。次に、それら三派が全州李氏の中で占めていた位置を見ると(第5表参照)、『大同譜』に記載された文科登第者678名中263名(約40%)がこの三派の構成員であり、各々112名、54名、97名であった。さらに、これを水竹公派と関係の深い著名人

第5表 各サブリニージの占める位置

	文科 登第者数	大同譜 大記 記載	水竹公派と関 係深いサブ・ リニージ
全州李氏	845	678	
撫安大君派		112	72
徳泉君派		54	25
孝寧大君派		97	27
坡平尹氏	338	239	69
潘南朴氏	198	165	147
豊壤趙氏	182	173	68
慶州李氏	173	128	43
延安李氏	231	217	67
豊山洪氏	124	116	50
海平尹氏	112	108	81

の後孫たちに限ってみると、撫安大君派112名中李厚載(僉中)および李厚源(文科・右議政)の後孫から72名が、徳泉君派54名中李秀光(校尉)の後孫から25名が、孝寧大君派97名中李榮(文科・大司憲)と李濼(兵使)の後孫から27名の文科登第者が輩出した。これによって、水竹公派の結婚相手方は、全州李氏の中でも地位の高かった撫安大君派、徳泉君派、孝寧大君派の中でも相当な地位を占めた後孫たちであったことが理解される。

坡平尹氏：同様のことは坡平尹氏についても言える。坡平尹氏の場合、水竹公派との結婚関係は尹儼(文科・戸曹佐郎)と尹昌世の後孫たちであるが、これら後孫たちの中からは『大同譜』で確認可能な239名中69名が輩出した。これは文科登第者の約30%にあたる。

潘南朴氏：先にも見たように、潘南朴氏は新興名門と呼ばれてもよいような文科登第者の輩出パターンを示している。このリネージの場合は、朴兆年(文科・吏曹正郎)の後孫たちとの間に結婚関係が結ばれたが、その後孫たちの中から、確認が可能な限りで147名の文科登第者を輩出した。これは全部の74%、『大同譜』記載者の中では実に90%弱にあたる。つまり、水竹公派が東萊鄭氏の中でそうであったように、朴兆年の後孫たちは潘南朴氏の名門としての栄光を完全に担ったのである。

豊壤趙氏：このリネージの場合、趙磯(監察)と趙侃(縣監)の後孫たちとの間に結婚関係が結ばれたが、そこから68名の登第者が出た。これは全体173名の約40%に相当する。このリネージには別に、朝鮮後期に勢力を伸長した趙滄(左尹)の後孫たちがおり、ことに末期においては後者が優勢であった。しかし、水竹公派と後者との結婚関係は全く無かったわけではないがきわめて少なかった。

慶州李氏：水竹公派の結婚相手方である李恒福

(文科・領議政)の後孫は賛成公派というサブ・リネージを形成し、『大同譜』で確認可能な128名の3分の1にあたる43名の登第者を輩出した。

延安李氏：このリネージの場合は、李貴(文科・賛成)と李明漢(文科・大提学)の後孫たちが相手方であった。その中から67名の登第者を出し、これは『大同譜』での確認数217名の大略3分の1にあたる。

豊山洪氏：このリネージの場合は洪雲(文科・禮曹参判)の後孫との関係が深く、その中から50名の文科登第者を出した。これは『大同譜』確認数116名の43%である。

海平尹氏：水竹公派との関係が深いのは、尹斗寿(文科・領議政)の後孫たちであった。この中から81名の文科登第者が輩出し、『大同譜』確認数108名中の75%を占めている。この場合も潘南朴氏と同様、海平尹氏の栄光そのものを担った後孫たちであった。

以上、水竹公派との結婚関係の中で上位を占める8リネージについて、水竹公派と結婚関係の頻繁なサブ・リネージもしくは後孫たちが、どの様な位置を占めていたのかを検討してきた。この検討で明らかになったことは、水竹公派と結婚関係を結んだ相手方は、そのリネージの中において、多いものは90%近くを、少ないものでも30%弱の文科登第者を独占的に輩出してきたという事実であった。ある限られたサブ・リネージなり後孫たちが、全リネージの文科登第者の30%以上を占めるということは実は大変なことである。この検討によって、水竹公派の結婚相手方は東萊鄭氏における水竹公派のような、もしくはそれ以上の地位を占めていたと考えても間違いではないと思われる。つまり、水竹公派が結婚相手を選定する場合、自らがそうであるようなリネージを代表するサブ

・リニージ、もしくは後孫たちのみを選んできたと言えるのである。そして、このことは逆に、相手方の諸リニージからは水竹公派が、そのような意味において選択されてきた事実をも示すといつてよい。

V リニージ間の結婚関係ネットワーク —— 事例分析 ——

前節までの検討で明らかになったことは、第1に、水竹公派の結婚関係は、ある限定された幾つかの名門両班のリニージに偏っており、かつそのリニージの中でも、文科登第者を多数輩出しているサブ・リニージないしは著名人物の後孫との関係が顕著であったこと。第2に、それらのリニージは全体として見ると、李氏朝鮮時代において安定した、あるいは後期において、その地位を上昇させたリニージであったこと。第3に、韓国の結婚関係には日本などとは異なり、厳格な「同姓同本不婚」の規制があり、その規制が厳密に遵守されたこと、などであった。そして、筆者は以上のような事実を統一的に理解するための一つの枠組として、結婚関係をその重要な絆とする権力の掌握および維持のための「サブ・リニージ連合」を仮説として提出した。以下ではこの「サブ・リニージ連合」の妥当性について検討しよう。

結婚関係を絆とする「サブ・リニージ連合」とも呼びうるネットワークが形成されていたか否かを検証する方法には、幾つかのやり方が考えられる。その第1には、水竹公派の外祖関係を調べることである。外祖とは、自己の母の実父のことである(第3図)。韓国で四祖と言う場合、曾祖、祖父、父、外祖を指すのが普通であり、外祖は配偶者の父とともに、自己のリニージの外から自己に最も重要な影響力を与える人と理解されている。この

研究において外祖を重視するのは、影響力を与えということだけに留まらず、韓国のような結婚規制の下では、女子だけがリニージ間を移動するからである。先に想定したような「サブ・リニージ連合」のようなものももし存在していたとすれば、この外祖関係の連鎖は、水竹公派の結婚関係と重なる範囲で複雑な親族・姻族・外祖関係のネットワークが形成されていたはずである。本稿においては具体的には婚出者の動向を追求した。つまり、水竹公派の女子構成員がどこに婚出し、そこで生まれた女子が次にどこに婚出したか、という連鎖を追求する方法をとった。この方法は、結果的に外祖の連鎖を追求することと同様の意味をもつ。

第2の方法は、水竹公派のある男子構成員を起点として、その後孫の結婚関係を詳細に追求し、それがいかなるネットワークを形成してきたかを具体的に検討することである。

第3の方法は、水竹公派と緊密な関係にあったサブ・リニージの結婚関係を検討し、そのサブ・リニージにおける水竹公派の位置づけを検討することである。

本稿においては、第1、第2の方法で、この問題に接近することにしたい。第3の方法はきわめて有効な方法だと考えられるが、量的に尨大であり、いま一つの論文を必要とするだろうからである。

1. 外祖関係の連鎖

本稿の基礎資料である『派譜』には、配偶者の外祖の記載が省略されている。しかし、婚出した相手に関しては本人名、官職、父親名、官職が記載されており、ここではそれを手掛りとして結婚相手方の族譜で当人を確認し、そこに娘が生まれたか否か、生まれた場合には、それが誰と結婚し

たかを確認するという手続きを繰返した。結婚相手方の族譜を入手すべく最大限の努力をしたが、入手できないものもあり、また入手できても確認できないものもあった。それらについては『通譜』『大同譜』などで補充した。もちろん十分だとは言えないが、結婚関係のネットワークが限定されていることが幸いし、他の族譜で確認できたことも少なくなく、族譜の原典もしくはマイクロフィルムが、入手できなかったという制約は相当程度にカバーできたと筆者は考える。

まずリネージュレベルでの外祖関係の範囲が、拡大したかどうかを検討してみよう。

第6表は外祖関係の連鎖を示したものである。上の欄にある1次～6次以降とは、1次が水竹公派からの直接の婚出、2次はその婚出者の娘の婚出であり、世代が下るにつれて次数が増えることになる。以下では1次婚出、2次婚出等として使うことにする。なお第6表は1次婚出が10名以上の15リネージュについてのみ表示した。

1次婚出の範囲と2次婚出以降における範囲との最も顕著な違いは、東萊鄭氏自身が登場していることである。1次婚出のなかに東萊鄭氏が

第6表 外祖関係の連鎖

	1次	2次	3次	4次	5次	6次以降	合計
東萊鄭	—	9	13	6	5	6	39
全州李	62	40	15	10	4	9	140
坡平尹	44	14	6	7	2	3	76
豊壤趙	25	16	15	5	3	2	66
潘南朴	24	22	14	5	3	2	70
慶州李	20	11	5	1	2	4	43
延安李	16	16	4	5	5	2	48
全義李	16	5	2	3	4	0	30
南陽洪	16	4	10	3	1	0	34
清州韓	16	5	8	2	0	0	31
大丘徐	14	14	8	8	1	3	48
海平尹	13	7	10	8	1	1	40
豊山洪	13	8	5	2	0	0	28
羅山林	13	2	5	6	1	0	27
韓山李	12	9	9	4	3	1	38
徳水李	10	6	5	2	1	0	24

含まれないのは当然であるが、2次婚出以降では39名、2次以降全体の5%弱が東萊鄭氏に戻ってきていることになる。そして、この39名のうち1名を除く全員が、水竹公派に回帰してきているのである。

この水竹公派への回帰という現象をもう少し詳しく事例でもって検討してみよう。

事例1：鄭載岳→綾城具廷柱→南原尹翼駿→韓山李萬宗→豊壤趙鼎鎮→鄭東觀

事例2：鄭東觀→昌寧曹鶴承→全州李箕夏→鄭柄朝

事例3：鄭濬容→延安李景愚→豊壤趙熙弼→慶州金昌熙→鄭寅會

事例4：鄭致儉→海平尹序東→鄭基中

事例5：鄭東殷→豊壤趙弘鎮→豊山洪敬謨→鄭翊朝

この連鎖の最初と最後のアンダーラインを付した人物は水竹公派の構成員であるが、その間に経由した各リネージュは、いずれも水竹公派との1次結婚関係をもつリネージュであることが知られるであろう。第7表は水竹公派への回帰の事例において、回帰するまでに経由したリネージュのリストである。これによれば、順位に多少の変動があり、全州李氏や坡平尹氏が相対的に少ないものの、水竹公派の1次的結婚関係の範囲とほとんど差はない。第7表の「その他」は各1人のリネージュであ

第7表

全州李	9	延安李	3
豊壤趙	8	韓山李	2
潘南朴	7	坡平尹	2
大丘徐	6	羅州林	2
豊山洪	4	慶州金	2
羅山林	4	清州韓	2
韓山李	3	その他	18
計			76

るが、それらは高靈朴，綾城具，南原尹，海州崔，高靈申，咸平李，文化柳，原州元，昌原黃，延日鄭，安東樞，宜寧南，青松沈，尚州金，海州吳，楊州趙，林川趙，光山金氏の各リニージであって、この1人のケースを加えても、2次婚出以降に結婚の範囲が拡散したとは考えられない。したがって、この結果から見る限り、水竹公派への回帰という現象は偶然の結果と言うよりは、ある限られた、閉鎖された範囲内において結婚関係が複雑に交錯して結ばれた当然の結果と考えられるべきであろう。

次に、2次婚出以降で登場する各人物が、そのリニージの中でどのサブ・リニージに属していたかを簡単に検討し、2次以降の婚出が1次婚出と比較して拡散していったか否かを検討しよう。

全州李氏：水竹公派からの1次婚出は62名であった。その中で『大同譜』で確認できる52名のうち、撫安大君派が10名、徳泉君派13名、孝寧大君派5名、寧海君派4名となり、数多いサブ・リニージの中でも半分以上が上記4派で占められた。2次婚出以降には78名の全州李氏が登場しているが、不明の20名を除いた58名中、撫安大君派が23名、徳泉君派16名、寧海君派、孝寧大君派が合計して5名であり、この4派で4分の3を超えている。つまり、2次婚出以降においても1次婚出と同様、上記の4派に集中しており、ネットワークの範囲が拡大したとは考えられず、むしろ集中度を高める傾向すら伺うことができる。

坡平尹氏：1次婚出は44名であるが、そのうち39名(約90%)が尹儼および尹昌世の後孫であった。2次婚出以降は34名であり、そのうち28名(80%弱)は同じ人々の後孫たちである。坡平尹氏の場合も結婚のネットワークが拡大したとは言えないと考えられる。

豊壤趙氏：1次婚出は25名であるが、そのうち趙礪および趙侃の後孫からは22名(90%弱)であった。一方、2次婚出以降は41名であり、その同じ人々の後孫は30名(70%強)であって、若干拡散しているように見られる。先にも触れたが、このリニージには水竹公派と結婚関係の深い後孫たちの他に、かれらと地位・権勢においてあい拮抗する別のサブ・リニージがあり、そこに2次婚出以降の結婚関係が幾分スライドした、という事情がある。ただし、この後者のサブ・リニージと水竹公派との間に1次婚出関係が全く無かったわけではない。

潘南朴氏：1次婚出は24名であったが、そのうち朴光年の後孫は、不明の2人を除く全員(22名)であった。一方、2次婚出以降は46名であり、そのうち少なくとも43名は同様に朴光年の後孫である。潘南朴氏においてもまた、2次婚出以降の結婚関係は拡散していないのである。

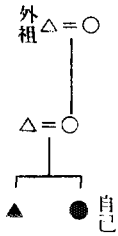
慶州李氏：李恒福および李時潑の後孫に対する1次婚出が20名中17名であり、2次婚出以降では23名中18名が同じ人々の後孫である。ここでも拡散は見られない。

延安李氏：李明漢、李貴の後孫に対する1次婚出が16名中13名であり、2次婚出以降では31名中28名が同じ人々の後孫である。この場合、ネットワークの範囲はむしろ縮小している。

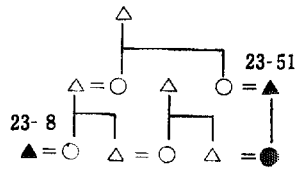
全義李氏：1次婚出16名中14名が李濟臣、李枝馨の後孫であるが、2次以降は14名中10名と、その範囲は若干拡散している。この拡散が何によるものかは不明だが、全義李氏の全体的な社会的地位の下降(第2表を参照)と関連しているかも知れない。

南陽洪氏：1次婚出16名中14名が洪春卿の後孫であり、2次婚出以降も17名中14名が同人の後孫

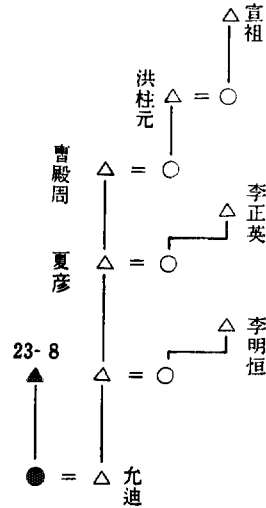
第3図



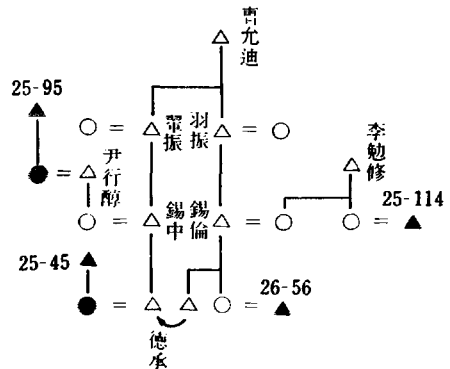
第4図



第5図



第6図



である。このリネージでも1次婚出と2次婚出以降との範囲はほとんど完全に重なっている。

清州韓氏：1次婚出は16名であり、そのうち10名が韓應寅（文科・右議政）の後孫たちであるが、2次婚出以降では15名中13名が同人の後孫である。このリネージでも範囲はむしろ縮小している。

大丘徐氏：1次婚出の14名全員が徐渚（文科・判中樞）の後孫であり、2次婚出以降は34名中32名が同人の後孫である。この場合も婚出の範囲が拡散したとは言えない。

以上のように、上位10リネージにおける1次婚出と2次婚出以降との範囲は、全義李氏のケースを除いてほぼ完全に重複しており、むしろ縮小の傾向をもつサブ・リネージすらあったことが確認できた。この事実は水竹公派をも含む結婚関係において、そのバウンダリーが存在したことを明確に示すものである。つまり、結婚関係の設定にあたって、明確なバウンダリーが意識されており、その内部において交錯した結婚関係が形成され、それがきわめて閉鎖的なものであったのである。

2. 親族・結婚関係のネットワーク

1. においては外祖関係の連鎖を一つ一つ追求することによって、そこには明確なバウンダリーが存在し、その内部である限定された数のリネージが、女子構成員の交換を行っていたことが確認できた。あるいは逆に、女子構成員の交換関係を通してきわめて閉鎖的なネットワークが形成され

ていたと言ってもよい。

では、そのようなバウンダリーの内部におけるネットワークとは、いかなるものだったのだろうか。この点を次に検討したい。この検討のために、3人の水竹公派の構成員をとり挙げ、その各人を起点とする配偶者、息子の配偶者、娘の婚出先等の一つ一つ確認してゆくことにする。ここでとり挙げるのは、鄭錫三、鄭錫範、鄭錫麟であり、いずれも23世にあたる水竹公派の構成員である。

〔事例1〕

先ず第1に23世・鄭錫三(23-8)の事例をとりあげる。錫三は牧使を歴任した赫先の長子として肅宗庚午(1690年)に生まれ、肅宗辛卯(1711年)に文科に登第、参判(従二品)にまで昇進したが、英宗己酉(1729年)に39歳で死亡した。死後、領議政を贈職された。祖は参議・載岱、曾祖は文科・領議政・太和であり、外祖は延安李氏の縣令・泳である。配偶者は宗室・臨城君滉の女である。したがって、仁祖(1623~49年)の玄孫女にあたることになる。臨城君李滉の配偶者は南陽洪九叙(府使)女であり、洪九叙は水竹公派の鄭亨益(23-51)(文科・判書)の配偶者の父でもある。つまり、李滉と鄭亨益は配偶者同士が姉妹である。また、李滉の子・湛(錫三の配偶者の兄弟)の配偶者は杞溪俞命弘女であり、その兄弟・斗基は亨益の女と結婚している。この関係を示したのが第4図である。全州李氏、杞溪俞氏、水竹公派の間に緊密な関係があったことが理解されるであろう。なお、図中の▲は水竹公派の男子構成員を、●は水竹公派から婚出した女子を示し、△および○は他のリネージの男、女構成員を示している。また、図中では水竹公派の男子構成員には名前を付さず、ナンバーのみを付すことにする。たとえば錫三は(23-8)であり鄭亨益は(23-51)である。前の数字は世代を、後の数字は整理番号である。また、他のリネージ構成員については、重要なものには姓名を付

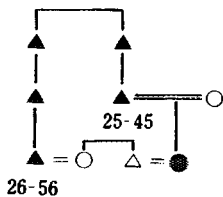
した。

さて、鄭錫三はその配偶者との間に一男一女を設けた。一男は肅宗庚子(1720年)に生まれた弘淳(文科・左議政)であり、一女は昌寧曹命宗(牧使)の継子・允迪(縣監)に婚出した。では、錫三の後孫たちがどのようなネットワークを形成したかを検討しよう。

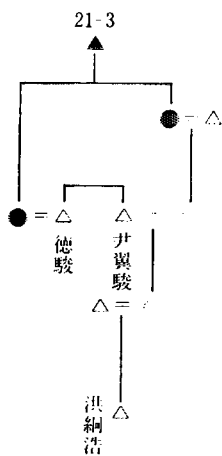
まず、昌寧曹允迪に婚出した錫三女から見てみよう。第5図は允迪にいたる各代の配偶者を見たものである。曾祖・曹殿周の配偶者は永安尉(宣祖附馬)・豊山洪柱元女であるが、洪柱元の後孫は後に水竹公派と緊密な結婚関係を結んでいる。祖父・曹夏彦の配偶者は全州李氏(徳泉君派)の李正英(文科・吏曹判書)女であり、前出の李秀光の三代孫であり、正英の長兄である李長英(牧使)の子孫と水竹公派との間には深い関係がある。父の配偶者は韓山李明恒(判官)女であって、李顕英(文科・吏曹判書)の三代孫である。このように、錫三女の曹允迪への婚出は、以上のような直系専属の結婚関係の枠組のなかで考えられなければならない。

曹允迪には二男四女があった。2人の男は曹羽振(都正)と曹翬振(牧使)である(第6図参照)。羽振と翬振の配偶者については残念ながら確認できない。曹羽振の子・錫倫(縣監)は全州李氏(徳泉君派)の李勉修(文科・承旨)女と結婚したが、李勉修は水竹公派の鄭東五(奉事)の配偶者の父でもある。また、曹錫倫女は鄭受容に婚出している。一方、曹翬振の子・錫中(文科・觀察使)の配偶者は坡平尹行醇(郡守)の女であるが、行醇の配偶者は鄭東頭(郡守)の女である。したがって曹錫中の配偶者は東頭の外孫女ということになる。ところで、曹錫中には男子がなく、従兄・錫倫の第二子(徳承)を継子として収養したが、

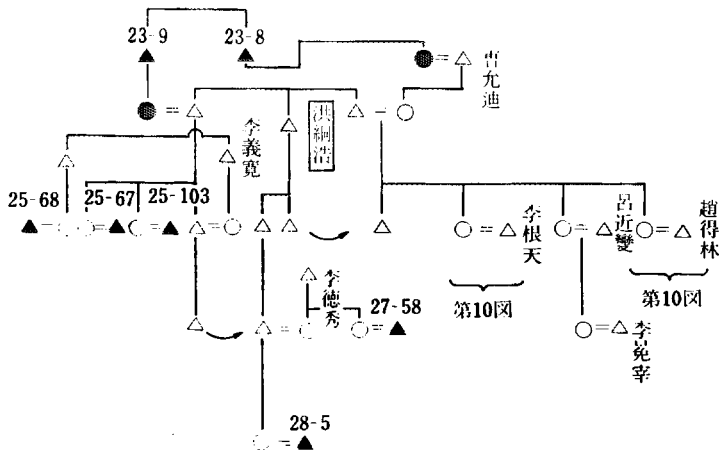
第7図



第 8 図



第 9 図



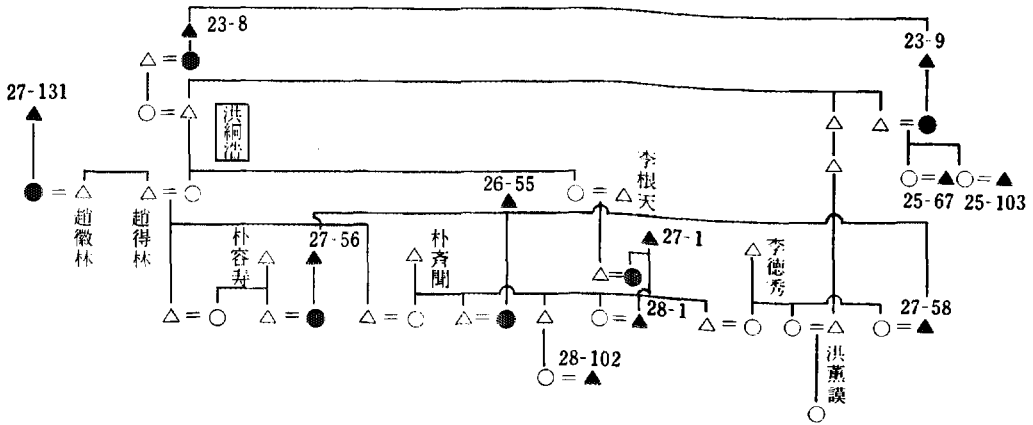
その曹德承の配偶者は鄭東祐²⁵⁻⁴⁵(兪樞)の女である。したがって、族譜上ではなく、実際の血縁関係という面から見ると、曹錫倫の2人の子供の結婚は第7図のようになり、かなり近い間柄で結婚関係が結ばれたことになる。別の見方をすれば、水竹公派と昌寧曹氏との間で女子構成員の置換が行なわれたとも見られるのである。

次に、曹允迪の4人の女はどこに婚出したのだろうか。允迪の女たちは全州李惟簡、豊山洪綱浩(監役)、全州李義綱(撫安大君派、文科・觀察使)、咸平李貞運(文科・大司諫)に婚出した。このそれぞれについて水竹公派との関係をさぐってみよう。一女は李惟簡と結婚したが、この人物については族譜上で確認できなかったため、残念ながら検討できない。二女は洪綱浩と結婚したが、この洪綱浩の四代祖・洪柱国(文科・参議)は先に見た洪柱元の弟である。第8図に示したように、洪綱浩の母は南原尹翼駿(郡守)の女であり、その母の母は水竹公派の鄭載岳²¹⁻³の女である。一方、母の父である尹翼駿の兄弟・德駿(文科・吏曹判書)の配偶者は同じく載岳²¹⁻³の女である。

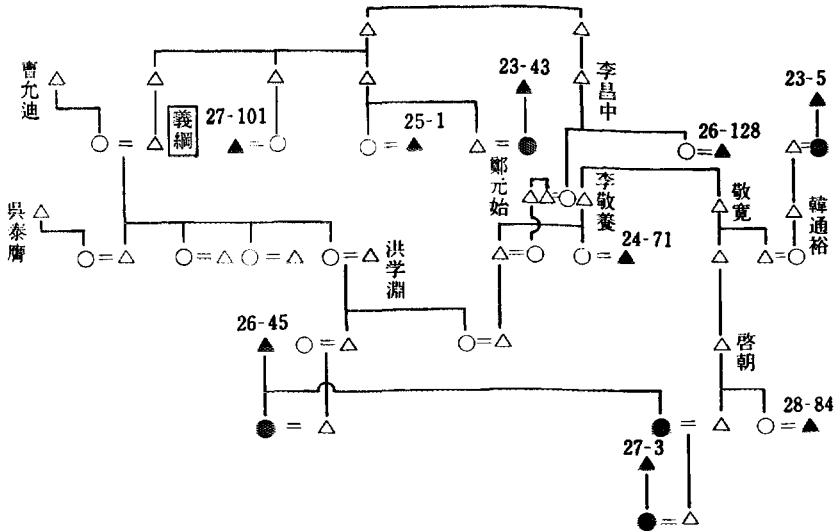
それはさておき、第9図に示したように、洪綱浩の兄・冕浩(縣監)は鄭錫百²³⁻⁹の女と結婚しているが、錫百はこのネットワークの起点となった錫三²³⁻⁸の弟である。また洪冕浩の女は2人までも水竹公派の東勉(参議)²⁵⁻⁶⁷、東晏(翊贊)²⁵⁻¹⁰³に婚入している。洪冕浩の子・義喆(郡守)の配偶者は全州李義寛(撫安大君派、文科・府尹)の女であり、その弟・義敬の女は鄭東龜(牧使)²⁵⁻⁶⁸に婚入している。東勉と東龜は従兄弟である。また洪綱浩から見て4親等にあたる洪薰謨の配偶者は延安李德秀(牧使)²⁷⁻⁵⁸の女であり、その間にできた女が宛朝²⁸⁻⁵に婚入しているが、李德秀のいま1人の女は鄭基曾²⁷⁻⁵⁸に婚入していることから、洪薰謨と基曾とは義理の兄弟ということになる。李德秀は延安李明漢(文科・判書)の後孫である。

次に洪綱浩から婚出した女たちを見てみよう(第10図)。全義李根天(府使)に婚入した女は奎魯を生み、奎魯は鄭基一²⁷⁻¹(文科・吏曹参判)の女と結婚している。二女は咸陽呂近燮と結婚したが、その女は延安李冕宰と結婚した(第9図)。李冕宰もまた李明漢の後孫である。三女は楊州趙得林(直長)

第 10 図



第 11 図



と結婚したが、その兄・徽林(文・吏曹判書)は鄭²⁷⁻¹³¹基善(文科・禮曹判書)女と結婚している。趙得林には四男があったが、趙憲熙(文科・參議)は潘南朴容寿(文科・參判)女と結婚し、朴容寿の子・齊恂には鄭²⁷⁻⁵⁶基承(郡守)女が婚入している。趙得林のいま1人の子・寅熙は潘南朴齊聞(文科・吏曹參判)女と結婚したが、朴齊聞の子・弘陽(文科・承旨)は鄭²⁶⁻⁵⁵知容(文科・吏曹參議)の女と結婚し、同じく元陽の女は鄭²⁸⁻¹⁰²映朝に婚入している。また、朴齊聞女は鄭²⁸⁻¹健朝(文科・大司成)に婚入しており、子・

茂陽は前出の延安李德秀女と結婚している。そして、健朝は基一の子であり、基承と基曾は知容の子である。このように、曹允迪女が婚入した豊山洪綱浩を起点として、水竹公派をはじめとして、全州李氏(撫安大君派)、潘南朴氏、延安李氏、全義李氏、楊州趙氏などの間にきわめて交錯した親族・姻族のネットワークが形成されていたのである。

次は李義綱である。李義綱が撫安大君派の構成員であることはすでに述べたが、第11図に見られ

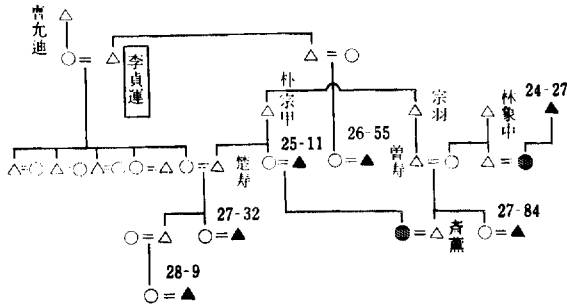
るように、この義綱の近親には水竹公派との関係が濃厚である。まず、李義綱の従姉妹は鄭漢容²⁶⁻²⁴ (参奉)の子であるが、鄭魯容²⁶⁻¹⁰⁹に継入した鄭基鎬²⁷⁻¹⁰¹に婚入しており、また再従兄弟である李義質 (郡守) は鄭錫範²³⁻⁴³女と結婚 ([事例2] で詳論する)、またその姉妹は鄭東愚²⁵⁻¹に婚入した。この東愚は前出の基一²⁷⁻¹、健朝²⁸⁻¹のそれぞれ祖および曾祖にあたる。したがって、この関係を通して豊山洪綱浩にも連絡しているのである。

さて、このような状況のなかで李義綱の子女は結婚関係を結んでゆくのであるが、その子・一淵は海州吳泰膺女と結婚し、3人の女は各々平山申榮、豊壤趙学鎮、南陽洪学淵と結婚した。前二者については、その後水竹公派とあまり緊密なネットワークを形成しないが、洪学淵との結婚関係はまた新たなネットワークを形成した。すなわち、学淵の孫・輔燮²⁶⁻⁴⁵は水竹公派の鄭憲容 (参判) 女と結婚しているが、憲容のいま1人の女は慶州李裕元 (文科・領議政) と結婚している。この慶州李氏とは水竹公派は深い関係をもっているのである。一方、洪学淵女は慶州李啓龍と結婚したが、啓龍の三親等の伯母は鄭致儉²⁴⁻⁷¹に婚入している ([事例2] を参照)。また、李啓龍の父・鳳奎 (縣監) は温陽鄭元始 (文科・吏曹参判) 女と結婚しており、その弟・民始 (文科・吏曹判書) はこのネットワークの起点である李義綱の五親等である李昌中 (郡守) 女と結婚している。そしてこの李昌中は鄭持容²⁶⁻¹¹⁸の配偶者の父でもあるのである。第11図には記載しなかったが、鄭民始の継母は延安李山輔 (縣監) 女であり、この李山輔の後孫たちと水竹公派との間はきわめて緊密な関係にある。李啓龍の祖・敬養 (文科・吏曹参判) は李敬寛の弟であり、図から明らかなように、敬寛の後孫はこれまた水竹公派との関係が深い。ことに、前述のように、李啓朝 (文科・

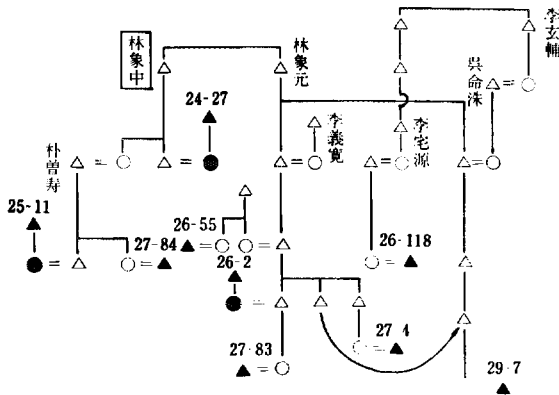
吏判) の子・裕元²⁶⁻⁴⁵は憲容女と結婚、また女は鄭憲朝²⁸⁻⁶⁴ (縣令) に婚入した。李裕元の子・石榮 (文科・翰林) は鄭基轍²⁷⁻³女と結婚している。基轍と基一とは血縁上は従兄弟である。そして南陽洪輔燮と慶州李裕元とは、おたがいの配偶者が姉妹だという関係になる。このようにして、この場合においても、全州李義綱を起点としてはじまる結婚関係のネットワークは、南陽洪氏、延安李氏、慶州李氏、温陽鄭氏、そして水竹公派を巻き込みながら、一つの閉じられたネットワークを形成しているのである。

次に、曹允迪の四女は咸平李貞運 (文科・大司諫) に婚入している。李貞運には第12図に見るように二男三女があった。この場合に重要なのは、潘南朴楚寿 (府使) と結婚した三女である。朴楚寿の父・宗甲は文科に登第し、刑曹判書を歴任したが、宗甲女は鄭東寿²⁵⁻¹¹に婚入している。また朴楚寿女は鄭基洛²⁷⁻³²に婚入しているが、基洛は前出の基鎬²⁷⁻¹⁰¹の弟であり、この事例の最初の起点である錫三²³⁻³の四代孫である。つまり、基鎬と基洛の兄弟関係を通して、咸平李貞運と全州李義綱とは二重に連結され、そして大梓としての錫三を起点とする親族・姻族ネットワークの中に位置づけられるのである。そのうえ、朴楚寿の孫女は鄭允朝²⁸⁻⁹に婚入し、朴宗甲の弟・宗羽 (同教寧) の子である曾寿 (府使、楚寿の従兄弟) の配偶者は羅州林象中女である。象中の子・淳浩 (縣監) は鄭師淳²⁴⁻²⁷女と結婚しており、朴曾寿女は鄭基天²⁷⁻⁸⁴ (縣令) に婚入し、その子・齊薰²⁵⁻¹¹は前出の東寿女と結婚している。ここでもまた、水竹公派と潘南朴氏との間に閉じられたネットワークを見ることができるのである。一方、李貞運の兄・庚運 (文科・参判) の女は鄭知容²⁶⁻⁵⁵に婚入しているが、知容は第10図に見るとおり、基曾²⁷⁻⁵⁸、基承²⁷⁻⁵⁸の父であり、この点でもまた潘南朴氏や延安李氏に連結されるのである。

第 12 図



第 13 図



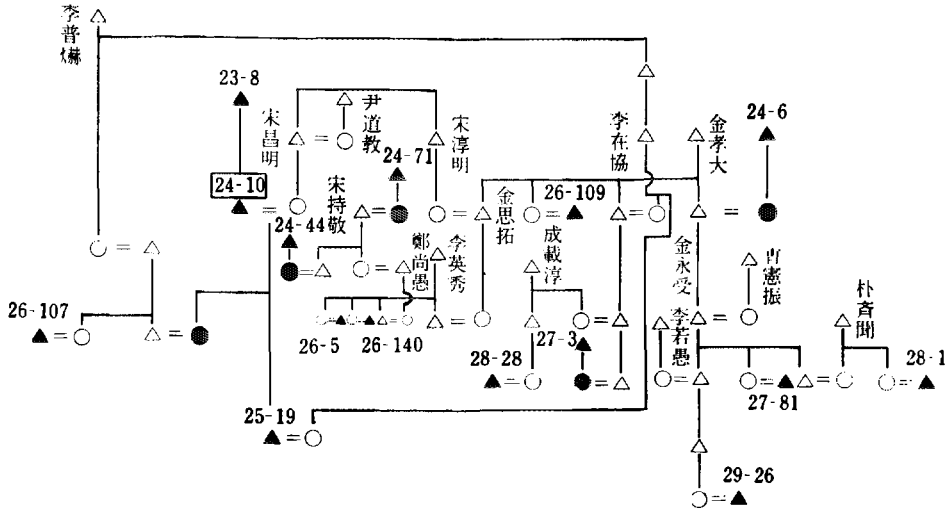
次に、羅州林象中の関係を少し見ておこう。第 13 図で示したように、象中の兄・象元には 3 人の息子があったが、おのおの海州吳命洙、延安李宅源（前出）、全州李義寛（前出）女と結婚した。吳命洙の配偶者は延安李玄輔（文科・觀察使）女であり、前出の李山輔は玄輔の弟である。李宅源は山輔の子であるから、玄輔は宅源の伯父ということになる、全州李義寛女と結婚した林漢浩（文科・右議政）の子である顯喆（府使）の配偶者は咸平李庚運女であり、漢喆と知容は義理の兄弟ということになる（第 12 図も参照）。林顯喆には三子があり、長男迥鎮（郡守）は鄭是容女と結婚し、その女は鄭基命に婚入した。二男容鎮は顔喆（文科・府尹）に

系出し、その女は、鄭寅赫²⁰⁻⁷に婚入、三男善鎮（判官）の女は基斌²⁷⁻⁴に婚入した。是容は前出の基一の血縁上は三親等の伯父であり、基斌は是容のこれまた三親等の甥である。このように、羅州林象中、象元の後孫たちもまた、直接的には象中、象元の兄弟関係、咸平李庚運をとおしての義理の関係、是容を中心にしての伯父一甥の関係を通して、そして間接的には潘南朴氏、全州李氏、延安李氏、海州吳氏をとおして水竹公派との間に密接な結婚関係のネットワークを形成していたのである。

次に錫三の子・弘淳²⁴⁻¹⁰によるネットワークの形成について見てみよう（第 14 図）。弘淳は肅宗庚子（1720 年）に生まれ、英祖乙丑（1745 年）に文科に登第、説書、正郎、持平、校理、吏曹参判を歴任、10 年間戸曹判書を務めた後、英祖 38（1762 年）に右議政、次いで左議政を歴任し、1784 年に死亡した。配偶者は礪山宋昌明（文科・判教寧）の女である。宋昌明の配偶者は坡平尹道教（正郎）女であり、水竹公派と関係の深い尹昌世の後孫である。弘淳²⁴⁻¹⁰には一男一女があった。東教²⁵⁻¹⁹（牧使）と大丘徐有器（縣監）に婚出した女である。

弘淳²⁴⁻¹⁰のネットワークは配偶者の弟・宋淳明をとおして慶州金氏に結びつき、それはまた子・東教²⁵⁻¹⁰の配偶者が李在協女であることをとおして二重に結びついている。つまり、宋淳明（文科・留守）女は慶州金思拓（牧使）と結婚しており、金思拓の父は金孝大（刑曹判書）である。金孝大には三男一女があった。長子・思穆（文・左議政）は水竹公派の鄭得淳²⁴⁻⁶（監役）女と結婚、二男は思拓であり、三男・思植（郡守）は龍仁李在協（文科・領議政）女と結婚した。李在協のいま 1 人の女は東教²⁵⁻¹⁹に婚入したので、金思植と東教は義理の兄弟ということになる。一方、金孝大女は鄭魯容²⁶⁻¹⁰⁹に婚入しているが、魯容は前出の基鎬²⁷⁻¹⁰¹の継父である。金思穆の子・永

第 14 図



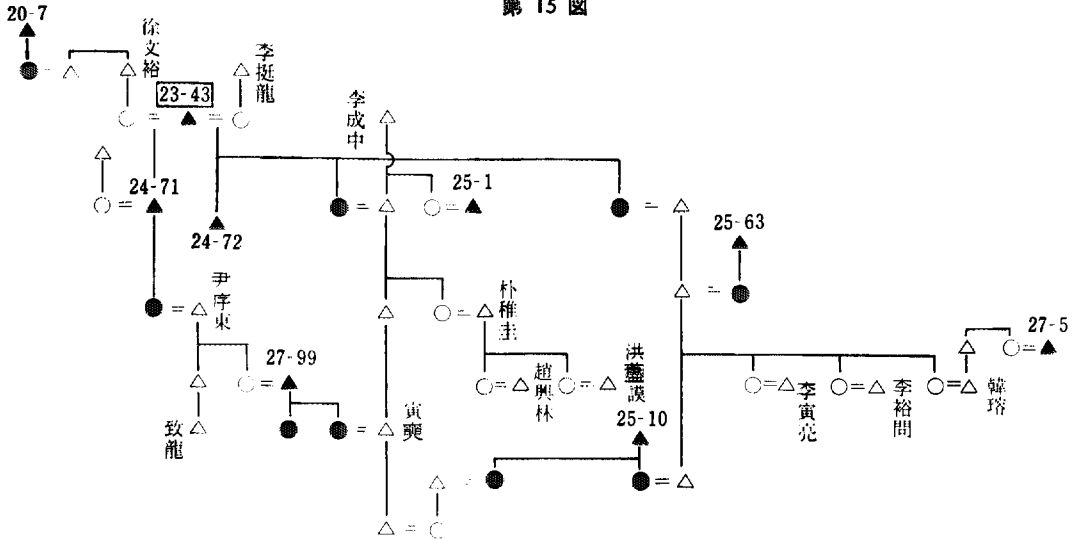
受(判官)には二男一女があり、長子・鼎集(文科・禮曹判書)は延安李若愚女と結婚した。図示していないが、李若愚は李洛秀(都正)の子であって、李崑秀(文科・検閲)の継子となっており、延安李氏館洞派の正臣(文科・参判)の後孫である。二子・中集は潘南朴奇聞女と結婚しており、前述の第 8 図に連絡されている。また、鼎集の孫女は鄭寅會に婚入している。次に金思拓を起点とするネットワークを見よう。金思拓には二子があったが、いずれも出系し、1 人の女は延安李兢愚と結婚した。父は李英秀(府使)である。英秀には三男三女があった。長子・尚愚は継出、二男が兢愚であり、三男・容愚(文科・正字)は温陽鄭尚愚(文科・吏判)女と結婚したが、この尚愚の父は前出の鄭元始である。また、尚愚の配偶者は礪山宋持敬(府使)女であり、外祖は鄭致儉である。また宋持敬の子・啣玉には鄭必淳女が婚入している。そして、李英秀の女は各々鄭友容(牧使)²⁶⁻⁵、龜容(郡守)²⁸⁻¹⁴⁰に婚入している。図示はしなかったが、いま 1 人の女は楊州趙徳林(直長)と結婚した。趙徳林の姉妹は

²⁷⁻¹⁰⁷鄭基夙に婚入しており、趙徳林はまた前出の趙徳林、徽林とは従兄弟の関係にある。金孝大の三男・思植が龍仁李在協女と結婚したことは先に述べたとおりであるが、その子・永爵(文科・参判)は昌寧成載淳(郡守)女と結婚し、その子・恒集には鄭基轍女が婚出し、また成載淳の孫女は柄朝に婚入した。基轍は前出の是容の子である。

一方、弘淳には一女があった。その女は大丘徐有器(縣監)に婚出した。有器の姉妹は²⁶⁻¹⁰⁷鄭觀容に婚入しており、その父・徐來修(都正)の配偶者は龍仁李普赫(判敦寧)女であり、この李普赫は李在協の祖父なのである。

以上見てきたように、弘淳を起点とする親族・姻族関係のネットワークには、礪山宋氏、慶州金氏、延安李氏、龍仁李氏などが複雑に交錯し、またこれら各りニーゼや潘南朴氏、大丘徐氏とも連繫しながら、一つの閉鎖的なネットワークを形成してきたことが知られるであろう。このように、²³⁻⁸錫三を起点とする結婚のネットワークは、上述の各りニーゼ以外にも、全州李氏(撫安大君派)、慶州李

第 15 図



氏、豊山洪氏、昌寧曹氏などをその中にとり込む、一つの複雑な交錯した、閉鎖的なネットワークとして存在したのであった。

〔事例 2〕

²³⁻⁴³鄭錫範は肅宗乙丑(1685年)に觀察使を歴任した²²⁻²⁰是先の三男として生まれた。官職は牧使であり、英祖己巳(1749年)に死亡した。配偶者は大丘徐文裕(文科・判書)女であり、その間に致儉があった。継配は星州李挺龍女であり、その間に一男二女があった。錫範の祖は文科・佐郎の²¹⁻¹⁰載海であり、曾祖は文科・参判の萬和(太和弟)、外祖は光山金自南(郡守)である。錫範を起点とするネットワークは第15図のとおりである。

まず、錫範の配偶者の父大丘徐文裕の3人の兄弟に注意したい。文夏は鄭以和女と結婚しており、文尚は延安李明漢(文科・判書)女と、そして継出した文重(文科・領議政)は龍仁李後山(文科・留守)女と結婚している。いずれも後に水竹公派と緊密な結婚関係を結ぶことになるからである。

²³⁻⁴³錫範には二女があったが、それぞれ全州李義質

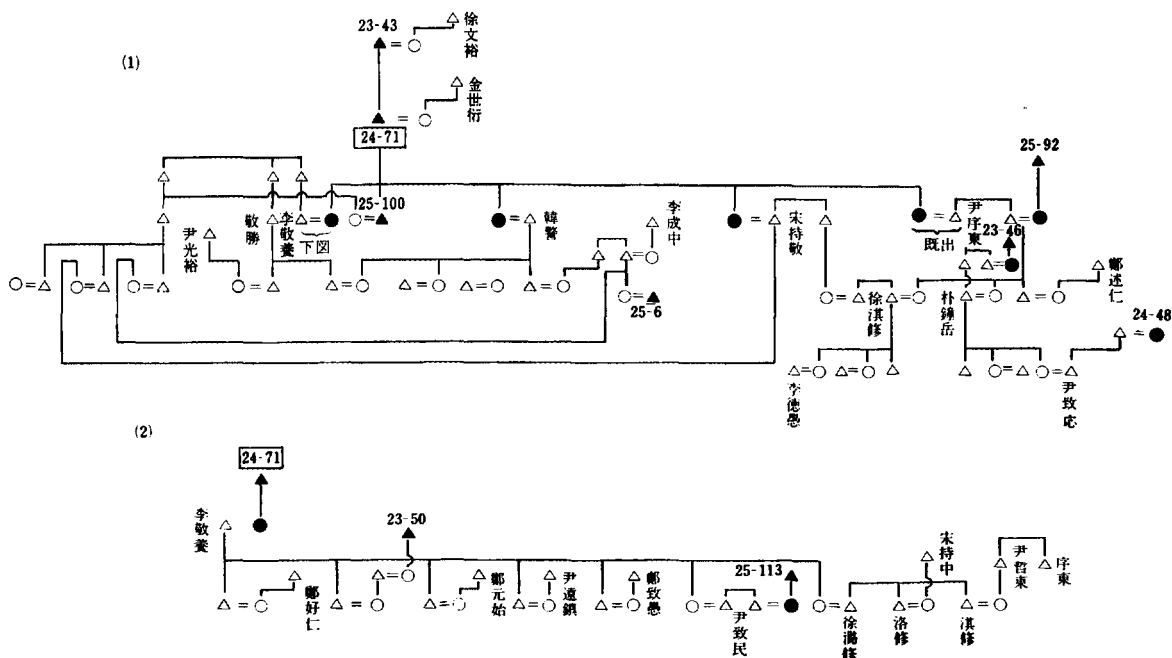
(撫安大君派、郡守)と坡平尹光禎に婚出した。李義質は李成中(文科・吏判)の子であり、その姉妹は前出のように²³⁻¹鄭東愚に婚入している。李義質は先に見た錫三を起点とするネットワークに登場した李義綱の従兄弟であり、錫三と錫範は親族体系だけではなく、結婚の関係においても一つのネットワークの中に位置づけられていると見ることができる。李義質の子女は延日鄭夏采および高靈朴稚圭と結婚した。稚圭の2人の女はおのおの楊州趙興林、豊山洪蓋漢と結婚しており、いずれも水竹公派とは近いサブ・リニージの人びとである。ところで、李義質の孫・寅爽(文科・禮曹判書)は鄭²⁷⁻⁹⁹基中の女と結婚し²⁵⁻⁸応夏をえたが、この李寅爽、²⁷⁻⁹⁹応夏の親子を中心にしてきわめて興味深い事実が見られる。その一つは、李寅爽の妻の父・鄭基中はまだ1人の女を海平尹致龍に婚出させたが、基中の配偶者は尹致龍の父・百烈の姉妹であり、この百烈の父・尹序東の配偶者は錫範の子・²⁴⁻⁷¹致儉の女であるという事実である。いま一つの事実は、子・李応夏は宜寧南永書(縣監)女と結婚したが、南永書の配偶者は鄭東迥²⁵⁻¹⁰の女であり、また東迥は錫範²³⁻⁴⁸

女の婚出先である坡平尹光績の孫・亨鎮の配偶者の父でもある。そのうえ、亨鎮の母は鄭東臣女²⁵⁻⁶⁸であり、亨鎮の姉妹たちは各々全州李寅亮(撫安大君派)、慶州李裕問、清州韓瑢と結婚しているが、これらはすべて水竹公派との関係が深いサブ・リニージの構成員である。ここでもまたきわめて閉鎖的なネットワークの存在を見ることができるのである。

では、錫範の息子である致儉、志儉のネットワークはどのようなものであったのだろうか。まず致儉²⁴⁻⁷¹である。致儉は肅宗庚寅(1710年)に生まれ、正宗戊申(1788年)に死亡した。官職は牧使を歴任し、死後吏曹参議を贈られた。配偶者は慶州金世衍(僉正)女であった。致儉には一男四女があった。男は東倫²⁵⁻¹⁰⁰であり、4人の女は各々清州韓馨(判官)、慶州李敬養(文科・参判)、礪山宋持敬(府使)、海平尹序東(文科・承旨)に婚出した。致儉を起点とするネットワークは第16図のようであ

る。まず、東倫²⁵⁻¹⁰⁰の配偶者は慶州李宗煒(府使)女であるが、この李宗煒は致儉の二女が婚出した李敬養の三親等の叔父にあたる。説明の都合上、李敬養から始めよう。李敬養の父・宗喆(郡守)には4人の兄弟があった。宗周、宗迪(文科・大司成)、宗煒、宗植(郡守)である。この5人の後孫たちが慶州李氏と水竹公派との結婚関係の主力をなしている。宗周の養子・敬寛は宗喆の子(すなわち敬養の兄)であって、前出の李啓朝の祖であり、宗迪の子・敬勝は鄭東祐²⁵⁻⁴⁵の配偶者の父であり、宗煒の子・敬魯は鄭東旭²⁵⁻¹¹⁵女の配偶者である啓兢の祖である。ところで、李敬養には六男二女があった。長男・瓊奎の配偶者は鄭好仁女であり、二男・永翼の配偶者は豊山洪良浩(文科・大提学)であるが、洪良浩の配偶者は鄭錫若²⁵⁻⁵⁰(郡守)女であり、また良浩の姉妹は鄭晩淳²⁴⁻¹¹(文科・参判)に婚入している。四男・鳳奎(縣令)の配偶者は前出の温陽鄭元始女であり、興味あることに、六男・容奎は鄭元始の子で

第 16 図



ある鄭致愚(牧使)女と結婚している。鄭致愚の弟・尚愚(文科・吏曹判書)は礪山宋持敬女と結婚しているから、致儉から見れば外孫女二人が温陽鄭致愚、尚愚という兄弟と結婚したということになる。これらの関係は第17図のとおりである。三男・永會は坡平尹遠鎮女と結婚し、五男・基定は継出した。1人の女は海平尹致民(郡守)と結婚したが、致民の弟・致人(奉事)は鄭東翼女と結婚しており、尹序東とは6親等の関係にある。いま1人の女は大丘徐潑修(縣令)と結婚した。徐潑修は3人兄弟であったが、2人はいずれも系出した。洪修(文科・參判)と洛修(府使)である。徐洪修の配偶者は海平尹哲東(郡守)女であるが哲東は鄭東尹女と結婚しており、かつ致儉女が婚出した序東の弟である。この関係を図示すると第18図のようになる。水竹公派と慶州李氏、海平尹氏、大丘徐氏の四つのリネージが、緊密な結婚関係のネットワークを形成していたことが解るだろう。

礪山宋持敬へは致儉の三女が婚出したが、持敬の親族・姻族関係は第19図のようになる。宋持敬には二男五女があった。長男・耘玉は鄭必淳(郡守)女と結婚し、二男は継出、長女は前出の温陽鄭尚愚と結婚し、二女は坡平尹象基(郡守)と結婚したが、象基の父・光裕(牧使)の養父である尹東度(文科・領議政)女と宋持敬の兄・持中(縣監)が結

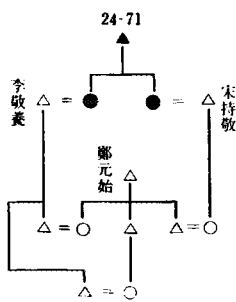
婚している。三女は南原尹行義と、四女は全州李時淵(撫安大君派)と結婚した。そして五女は慶州李徳奎(直長)と結婚したが、この徳奎の父は李敬魯(前出)であり、李宗煒(鄭東倫の岳父)の孫にあたる。また宋持中の子・耕玉(郡守)は海平尹遇東女と結婚しているが、遇東の子・最烈には鄭錫保女が婚出している。ここでもまた、結婚関係の交錯が見られる。

一方、清州韓警に婚入した長女の場合はどうであろうか。韓警には一子三女があったが、一子・韓百衍(牧使)は杞溪俞漢敦(牧使)女と結婚した。俞漢敦は俞漢謹(文科・校理)の弟であり、その配偶者は全州李成中女、漢謹女は東進(僕正)に婚入している。また俞漢敦のいま1人の女は前出の慶州李敬魯の子・永純(文科・掌令)と結婚している(第15図)。長女は坡平尹誠基、三女は潘南朴宗大(牧使)と結婚し、二女は慶州李晩奎(牧使)と結婚した。李晩奎の父は敬勝であり、前出の敬魯、敬養の従兄弟である。致儉を起点とする結婚・親族関係のネットワークを簡単に整理すると第20図のようになる。この図で明らかなことは、致儉から婚出した女たちの子女の間で、再びさまざまな形で結婚関係のネットワークが形成されていることが確認できることである。

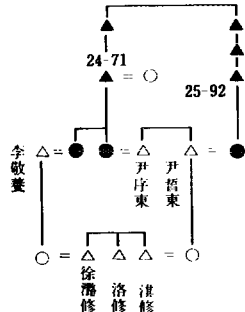
次に錫範のいま1人の息子である志儉の場合を検討してみよう。志儉の母親は錫範の再配である星州李挺龍女である。志儉は英宗丁巳(1737年)に生まれ、丙申(1776年)に文科に登第、直提学、禮曹參判を歴任し、正祖甲辰(1784年)に48歳で死亡した。配偶者は豊壤趙祉命(府使)女である。志儉には二男があった。東晏と東筦である。では、志儉を起点とするネットワークはどのようなものだったであろうか。

第21図がそれである。志儉の場合が致儉と異なる

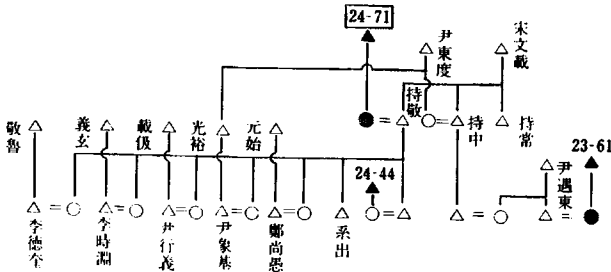
第17図



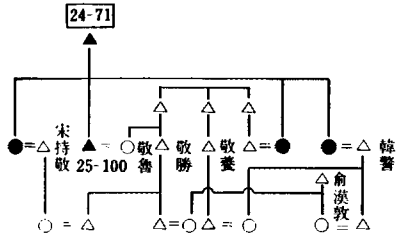
第18図



第 19 図



第 20 図



る第1の点は、志儉には娘が無く、それだけネットワークの形成が単純であった、ということである。韓国のような親族体系、結婚の規制を持っている場合このことは論理的帰着であるが、娘の持つ重要性の一つはここにある。しかし、それにもかかわらず、配偶者の出身リネージをとおして今まで見てきた水竹公派のネットワークに緊密に結び付けられていることが解る。

まず、志儉の配偶者は²⁴⁻⁹²豊壤趙祉命(府使)女であるが、趙祉命のもう1人の女は²⁵⁻²東愈(樂正)に婚入している。志儉の長男・²⁵⁻¹⁰³東晏の配偶者は²³⁻⁹豊山洪冕浩(前出)女である(第8図を参照)。洪冕浩の一配は²³⁻⁹錫百女であるが、錫百女は子を産まずに死亡したので、洪冕浩女の母は²³⁻⁹継配の金楠女である。洪冕浩の兄弟に²³⁻⁹洪綱浩(前出)がおり、この点で志儉のネットワークは²³⁻⁹錫三のそれに連結されている。²⁵⁻¹⁰³東晏には二子二女があった。長男である²⁶⁻¹⁸⁰在容の配偶者は²⁵⁻¹⁰⁴江陵金啓河(文科・参判)女であるが、外祖は²⁵⁻¹⁰³延安李行源(文科・司諫)であり、李明漢の後孫である。二男は²⁵⁻¹⁰⁴東筦に継入した。一女は²⁵⁻¹⁰⁴全州李寅慶(撫安大君派、郡守)に婚入し、いま1人は同じく²⁵⁻¹⁰⁴全州李敦榮(孝寧大君派、文科・左賛成)に婚入した。いずれも水竹公派と関係の深いサブ・リネージである。

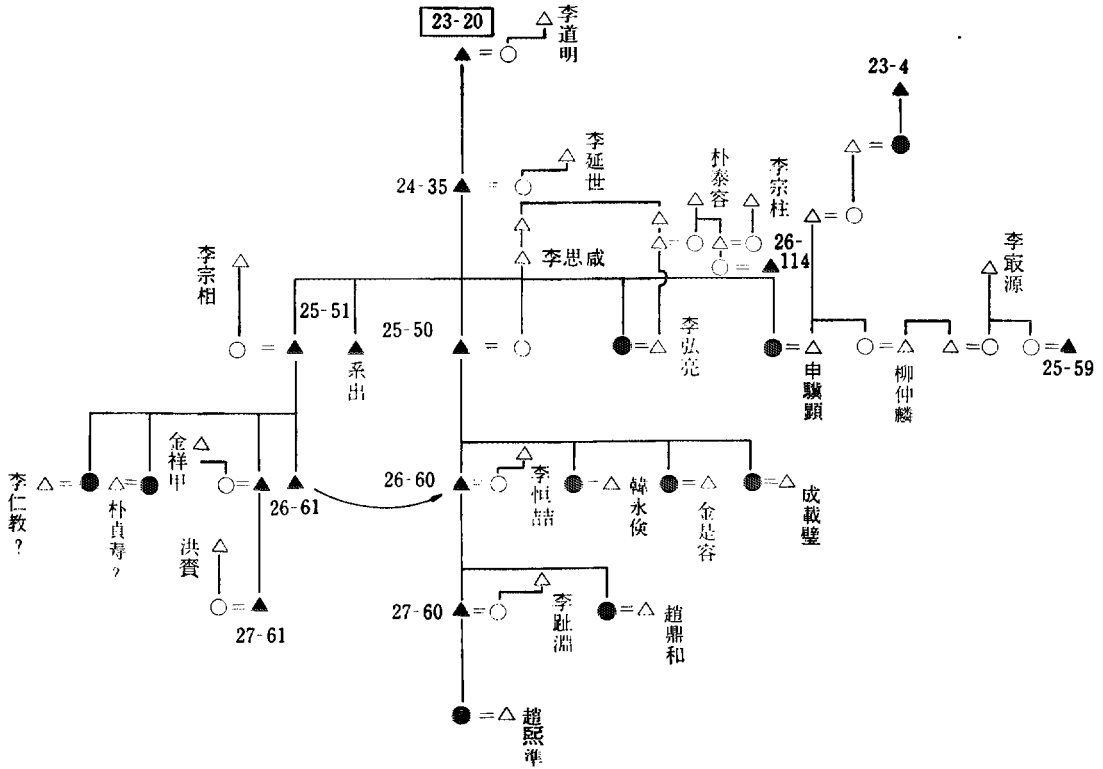
一方、志儉の二男・²⁵⁻¹⁰⁴東筦の配偶者は²⁵⁻¹⁰⁴延安李潞秀

(牧使)女である。李潞秀もまた李明漢の後孫であり、このサブ・リネージと緊密な結婚関係が結ばれてきているのはいままで見てきたとおりである。外祖は礪山宋文載であり、大載は前出の宋持中、持敬などの父である宋文載の弟であり(ただし、文載は継出)、かつその配偶者は前出の龍仁李普赫女である(第14図を参照)。延安李潞秀の配偶者は²⁵⁻¹⁰⁴江陵金華鎮(文科・吏曹判書)女であり、これは前出の²⁵⁻¹⁰⁴金啓河と七親等の関係にある。東筦には子供が無かったため、²⁵⁻¹⁰⁸東晏の二男・²⁶⁻¹³¹奎容が継入した。奎容の配偶者は²⁶⁻¹³¹全州李思黙(寧海派、縣監)女であり、このサブ・リネージと水竹公派との間には比較的關係が深い。

以上のように、志儉を起点とするネットワークは、娘が少なかったことによって比較的単純ではあるが、しっかりと水竹公派の親族・姻族ネットワークの網の目の中に位置づけられていることを知ることができた。

これまで検討してきた²³⁻⁸錫三と²⁴⁻⁴³錫範とは水竹公派の中でみれば、各々の曾祖である²⁰⁻¹太和と²⁰⁻³萬和が兄弟であることから、八親等の関係ということになる。八親等というのは韓国においては十分に近い関係ではあるが、結婚関係をとおしてより緊密に連絡されていたことが以上の二事例を検討することで立証できたように思う。また、この二事

第 22 図



配偶者は星州李氏であり、その姉妹の婚出先は各各清州韓氏、彦陽金氏、昌寧成氏である。俊容の子・基長の配偶者は韓山李氏であり、図では省略したが、二配、三配ともに全州李氏であるが、派譜には名前すら記載されていない。俊容女は漢陽趙鼎和に婚出したが、この人物も確定できない。基長女は豊壤趙熙準に婚出したが、水竹公派と関係の深い趙鶴年（文科・吏曹判書）と同じく趙翼（文科・左議政）の後孫であるとは言え16親等離れている。東虞の子・儀容の配偶者は楊根金氏であり、長女は潘南朴貞寿に、二女は載寧李仁教に婚出したが、いずれも確認できない。儀容の子基泰の配偶者は南陽洪氏であるが、これも確認できない。

以上、錫麟を起点とするネットワークを見てき

たが、その特徴的なことは、婚入および婚出の相手が、水竹公派の相手方の中ではごく少数派である広州李氏、公州李氏、彦陽金氏等々であること。第2に、潘南朴氏、韓山李氏など結婚関係が多いリニージの出身であっても、その中心部からは外れており、それゆえに確認不能の人たちがきわめて多いことである。そして第3に、たとえ水竹公派の他のメンバーとの連絡があったとしても、その関係は間接的なものに留まっていることである。第4に、このネットワークに登場する人びとのほとんどすべてが官職についておらず、また、たとえついていたとしても比較的低位に留っていたことである。例外的に平山申驥頭や大容に婚出した潘南朴弼協女の例もあるが、この場合は二配としての婚入であり、先に検討した一般的傾向か

らすれば、一配よりも社会的地位が低いと考えられるのである（大容の一配は慶州金器大〔文科・判書〕女である）。

以上の事実は、錫麟を起点とするネットワークは、錫三、錫範のネットワークとはほとんど関係のないところで形成されていたことを示すと考えられる。あるいはネットワークという言葉を使用することが不適當な程度に拡散していたのかも知れない。ただ、広州李氏との関係を見てみるとネットワークが形成されていた可能性もある。しかし、この問題に関しては手元の資料では論じることができない。なぜネットワークから外れてしまったのかは明らかではないが、少なくとも錫麟の祖である載岳は水竹公派のネットワークの一つの中心人物であることから見て錫麟の父・顕先以降と考えられる。その際、顕先の代から墓所が坡州の交河となっていることに一つのヒントがあるかも知れない（ただし、載岳の墓所も、交河よりはソウルに近いが、楊州である）。この点に関しても今後の問題として残さざるをえない。いずれにせよ、同じ水竹公派の中にあっても、結婚関係のネットワークという観点から見ると、サブ・リニージが形成された比較的早い時期から階層分化とも見られるような分化が始まっており、それはまた新たなサブ・リニージを生む分節化の契機を内包していたと見ることもできよう。

VI 結 論

家族・親族論という視角の中で、個人が別の個人との社会関係を形成する契機は、基本的には二つあると考えられる。結婚と子供の出生がそれである。韓国においてはそのいずれに対しても厳しい規制があることは「まえがき」で述べたとおりであるが、子供の出生、もしくはその代替である

養子の収養に関してはほとんど選択の余地が無いのに対して、「同姓同本不婚」という規制があるにもかかわらず、結婚の契機には選択の余地が残されていた。つまり、結婚関係の設定こそが他のリニージとの関係を設定する唯一の手段だったわけである。一方、先にも述べたように、韓国のような結婚・養子に関する規制の下では、各リニージはそれ自体として存続することができない。必ず他のリニージの存在を前提とし、これとの女子構成員の置換関係を通じてのみリニージの再生産を図ることができる。

このような親族制度の下では、他のリニージとの関係を設定する唯一の手段である結婚が、重要視されるのはいわば当然であり、ことにそれが支配階層としての地位の維持という目的があるならばさらにそうである。なぜならば、結婚という事実によって、自己のリニージの再生産が図れると同時に、支配階層としての地位を維持することが可能になるからである。

本稿の目的は以上のような問題意識から、韓国における社会関係設定の存在様態を家族・親族論の視角から究明し、それが支配階層という社会的地位を維持するうえでどのような意味を持ったのか、ということをも李氏朝鮮後期という歴史的舞台のなかで検討することであった。その目的は、「リニージ連合」あるいはより正確に「サブ・リニージ連合」の抽出によって果たされたと考える。「サブ・リニージ連合」とは、ある限られたいくつかのサブ・リニージが、他から明確に区分されたバウンダリーを持ち、その内部において複雑に交錯した結婚関係のネットワークを設定し、そのネットワークを維持することによって、支配階層としての地位の維持を図ろうとする連合体である。かつて金泳謨教授が「権力共同体」と呼んだものと

その意味するところはほぼ同様である(註1)。しかし、教授が「権力共同体」という概念を提示された際、筆者は以下のように批判した(註2)。

「朝鮮時代において名門氏族が『権力共同体』を形成していたと幾度か指摘されているが、本書のような氏族レベルの研究では身分内婚制とは言えても『共同体』というのには多少の無理があるのではなからうか。(中略)同じ『派』の1親等とか4親等とか8親等の関係にある人びとが上級官職を占め、また『派』レベルで緊密な通婚関係が結ばれている、といった状況があってこそ『権力共同体』という概念が成立するのではなからうか」と。

この筆者の批判はこの研究において十分に裏付けられたと考えたい。筆者が「権力共同体」という概念ではなく、「サブ・リニージ連合」という概念を使用したのは、「権力共同体」という概念が明確に定義されていないこともその理由の一つではあるが、その大きな理由は第1に、「連合」を構成するサブ・リニージに変動がありうるからである。たとえば、水竹公派の内部で見ても、V節の〔事例1〕、〔事例2〕と〔事例3〕とを比較すれば、錫三と錫範およびその後孫たちは、明確にネットワーク内に留っていたのに対して、錫麟およびその後孫たちはそのネットワークから没落していったことは明らかであり、また、それと並行して社会的地位が下落してゆくのである。同じサブ・リニージ内であっても、このようなネットワークからの下方への離脱が起こるのである。また、〔事例3〕では十分ではないが、水竹公派主流のネットワークから離脱した錫麟後孫が、広州李氏のトップクラスのサブ・リニージではない、セカンドクラスのサブ・リニージとネットワークを形成する萌芽も見られるのである。また外部的に見れば、水竹公派の結

婚関係は全義李氏、驪興閔氏、文化柳氏などといった朝鮮前期に全盛であったリニージから、潘南朴氏、延安李氏、大丘徐氏、海平尹氏などの朝鮮後期に躍進したリニージへとその中心が移動してゆく。このように、その構成が変動する場合においては、その概念は「共同体」よりは「連合」の方がより適切である。そして第2には、このような「連合」が韓国の親族・結婚関係のあり方を前提として現出するものであり、家族・親族論的な意味における社会関係設定の唯一の選択的な手段である結婚という契機をテコとして形成されるものであるからである。

本稿において筆者は、朝鮮時代後期における最上層政治支配層の、結婚関係をネットワークの絆とする一つの「サブ・リニージ連合」を抽出した。そしてこの事実は行論でも明らかにしたように、少なくともいま一つの別の「サブ・リニージ連合」の存在を示すものである。したがって、家族・親族論的に見れば、朝鮮時代の政治支配層は、複数の結婚関係のネットワークによって支えられた「サブ・リニージ連合」によって形成され、その諸「サブ・リニージ連合」が競合しながら政権が維持されてきたのではないかと想像されるのである。

最後に、このような研究のもつ意味について多少触れておきたい。

本論中においても述べたように、筆者はこのような「サブ・リニージ連合」が形成されたということは、韓国の親族・結婚制度と中央官僚制とに対する一つの合理的な対応であったと考える。なぜならば、何度も述べたように、親族論の視角からすれば、結婚関係の設定以外に人為的・選択的に社会関係を設定する手段は存在しないからである。そして、このことはまた上述してきたような

親族・結婚制度が変化しない限り，結婚という手段による社会関係の設定方法は，一つの閉鎖的な社会階層を形成するに際しての有効性を保ち続けるということの意味している。この点において本稿は現代的な意味をも持つのである。

(注1) 金泳謨『朝鮮支配層研究』一潮社(ソウル) 1977年 149ページ他。(韓国語)

(注2) 拙稿「金泳謨『朝鮮支配層研究』書評」(『アジア経済』第20巻8号 1979年8月)。

(アジア経済研究所調査研究部)